

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
	第 8 章 自立訓練（機能訓練）	第 8 章 自立訓練（機能訓練）	第 8 自立訓練（機能訓練）
	第 1 節 基本方針	第 1 節 指定自立訓練（機能訓練）	
第155条	第70条 自立訓練（機能訓練）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（機能訓練）」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、1年6月間（頸髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある障害者にあつては、3年間）にわたり、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。		
	第 2 節 人員に関する基準		1 人員に関する基準
第156条	（従業者） 第71条 指定自立訓練（機能訓練）の事業を行う者は、当該事業を行う事業所（以下「指定自立訓練（機能訓練）事業所」という。）ごとに、次に掲げる従業者を置かなければならない。 （1）看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 （2）サービス管理責任者 2 前項に定めるもののほか、指定自立訓練（機能訓練）事業所の従業者の基準は、規則で定める。	（従業者） 第 113 条 条例第 71 条第 1 項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 （1）看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 次のとおりとすること。 イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を 6 で除した数以上とすること。 ロ 看護職員の数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、1 以上とすること。 ハ 理学療法士又は作業療法士の数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、1 以上とすること。 ニ 生活支援員の数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、1 以上とすること。 （2）サービス管理責任者 指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに定める数 イ 利用者の数が 60 以下 1 以上 ロ 利用者の数が 61 以上 1 に、利用者の数が 60 を超えて 40 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上 2 指定自立訓練（機能訓練）の事業を行う者（以下「指定自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が、指定自立訓練（機能訓	（1）看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員（条例第 71 条第 1 項第 1 号及び規則第 113 条第 1 項第 1 号） これらの従業者については、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、その員数の総数が、常勤換算方法により、利用者の数を 6 で除した数以上配置しなければならない。看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員については、それぞれについて、最低 1 人以上配置することが必要である。 また、これらの従業者のうち、看護職員及び生活支援員については、それぞれ 1 人以上が常勤でなければならない。 （2）サービス管理責任者（条例第 71 条第 1 項第 2 号及び規則第 113 条第 1 項第 2 号） 指定療養介護及び指定生活介護の場合と同趣旨であるため、第 4 の 1 の (4) 及び第 5 の 1 の (4) を参照されたい。 （3）訪問による自立訓練（機能訓練）を行う場合（規則第 113 条

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
		練）事業所における指定自立訓練（機能訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより指定自立訓練（機能訓練）（以下この条において「訪問による指定自立訓練（機能訓練）」という。）を提供する場合は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、前項に定める員数の従業者に加えて、当該訪問による指定自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を１人以上置くものとする。 ３ 第１項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。 ４ 第１項第１号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。 ５ 第１項、第２項及び前項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所の従業者は、専ら当該指定自立訓練（機能訓練）事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。 ６ 第１項第１号の看護職員のうち、１人以上は、常勤でなければならない。 ７ 第１項第１号の生活支援員のうち、１人以上は、常勤でなければならない。 ８ 第１項第２号のサービス管理責任者のうち、１人以上は、常勤でなければならない。	第２項） 指定自立訓練（機能訓練）は、指定自立訓練（機能訓練）事業所において行うほか、利用者の居宅を訪問して行うこともできるが、この場合、指定自立訓練（機能訓練）事業所に置くべき従業者の員数とは別に、当該業務を担当する生活支援員を１人以上確保する必要がある。 (4) 機能訓練指導員（規則第 113 条第 4 項） 指定生活介護の場合と同趣旨であるため、第 5 の 1 の(3)を参照されたい。
第157条	（準用） 第72条 第27条及び第38条の規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。		(5) 準用（条例第 72 条） 条例第 27 条については、指定自立訓練（機能訓練）に準用されるものであることから、第 4 の 1 の(7)の①を参照されたい。
	第 3 節 設備に関する基準		
第158条	（準用） 第73条 第40条の規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。		2 設備に関する基準（条例第 73 条） 指定生活介護の場合と同趣旨であるため、第 5 の 2 を参照されたい。
	第 4 節 運営に関する基準		3 運営に関する基準
		（利用者負担額等の受領）	(1) 利用者負担額等の受領（規則第 114 条）

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
第159条		第 114 条 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、指定自立訓練（機能訓練）を提供した際は、支給決定障害者から当該指定自立訓練（機能訓練）に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。 2 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、法定代理受領を行わない指定自立訓練（機能訓練）を提供した際は、支給決定障害者から当該指定自立訓練（機能訓練）に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。 3 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、前 2 項の支払を受ける額のほか、指定自立訓練（機能訓練）において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。 (1) 食事の提供に要する費用 (2) 日用品費 (3) 前 2 号に掲げるもののほか、指定自立訓練（機能訓練）において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの 4 前項第 1 号に掲げる費用については、省令第159条第 4 項に規定する厚生労働大臣が定めるところによるものとする。 5 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、第 1 項から第 3 項までに係る費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。 6 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、第 3 項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。	① 利用者負担額の受領等 指定居宅介護の規定と同趣旨であるため、第 3 の 3 の (11) の①、②、④及び⑤を参照されたい。 ② その他受領が可能な費用の範囲 規則第 114 条第 3 項は、指定自立訓練（機能訓練）事業者は、前 2 項の支払を受ける額のほか、指定自立訓練（機能訓練）において提供される便宜に要する費用のうち、 ア 食事の提供に要する費用 イ 日用品費 ウ 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの の支払を受けることとし、訓練等給付費等の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである なお、ウの具体的な範囲については、別に通知するところによるものとする。
第160条		（訓練） 第 115 条 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行わなければな	(2) 訓練（規則第 115 条） ① 基本方針 指定自立訓練（機能訓練）の提供に当たっては、利用者の人格に十分配慮し、自立訓練（機能訓練）計画によるサービ

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
		らない。 2 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者に対し、その有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。 3 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、常時 1 人以上の従業者を訓練に従事させなければならない。 4 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定自立訓練（機能訓練）事業所の従業者以外の者による訓練を受けさせてはならない。	スの目標等を念頭において行うことが基本であり、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって訓練又は必要な支援を行うものとする。 また、指定自立訓練（機能訓練）は、単に身体機能の維持又は向上のための訓練を行うのみならず、利用者が当該指定自立訓練（機能訓練）の訓練期間経過後、地域において自立した日常生活又は社会生活を営めるよう、当該利用者の生活全般にわたる諸課題を解決するための訓練も含め、総合的な支援を行うものでなければならないこと。 ② 職員体制 規則第 115 条第 3 項に規定する「常時 1 人以上の従業者を訓練に従事させる」とは、適切な訓練を行うことができるように訓練に従事する生活支援員等の勤務体制を定めておくとともに、2 以上の生活支援員の勤務体制を組む場合は、それぞれの勤務体制において常時 1 人以上の常勤の生活支援員の配置を行わなければならないものである。 なお、指定自立訓練（機能訓練）の提供に当たっては、提供内容に応じて、職員体制を適切に組むものとする。
第161条		（地域生活への移行のための支援） 第 116 条 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、指定就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業を行う者等と連携し、必要な調整を行わなければならない。 2 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において安心した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者が住宅等における生活に移行した後も、一定期間、定期的な連絡、相談等を行わなければならない。	(3) 地域生活への移行のための支援（規則第 116 条） 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域生活へ移行できるよう、日中活動サービス事業者等と連携し、利用調整等を行うとともに、利用者が真に地域生活に定着し、将来にわたり自立した日常生活が営めるよう、利用者が地域生活へ移行した後、少なくとも 6 月以上の間は、当該利用者の生活状況の把握及びこれに関する相談援助又は他の障害福祉サービスの利用支援等を行わなければならないこととしたものである。
第162条	（準用） 第74条 第10条、第11条、第15条の2から第18条の2まで、第29条、第31条、第34条、第41条及び第42条の規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第29条第1項中「療養介護計画（指定療養介護）」とあるのは、	（準用） 第117条 第5条から第15条まで、第17条、第18条、第21条、第26条の2、第27条の2から第32条まで、第46条から第48条まで、第54条、第56条、第57条、第59条、第60条及び第68条の2から第74条までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業につい	(4) 準用（条例第 74 条及び規則第 117 条） ① 条例第 10 条、第 11 条、第 15 条の 2 から第 18 条の 2 まで、第 29 条、第 31 条、第 34 条、第 41 条及び第 42 条並びに規則第 5 条から第 15 条まで、第 17 条、第 18 条、第 21 条、第 26 条の 2、第 27 条の 2 から第 32 条まで、第 46 条から第 48 条

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
	「自立訓練（機能訓練）計画（指定自立訓練（機能訓練）」と読み替えるものとする。	て準用する。この場合において、第5条第1項中「次の」とあるのは「第117条において準用する第73条に規定する協力医療機関のほか次の」と、同項第1号中「第14条」とあるのは「第74条で準用する条例第41条」と、第10条第1項中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、同条第2項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第15条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第114条第1項」と、第18条第1項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第2項中「第16条第2項」とあるのは「第114条第2項」と、第46条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第9項中「6月」とあるのは「3月」と、第60条第1号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第2号中「第42条第1項」とあるのは「第117条において準用する第14条第1項」と、同条第3号中「第53条」とあるのは「第117条において準用する第71条」と、同条第5号から第6号まで中「次条」とあるのは「第117条」と、第71条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第74条第1号中「条例」とあるのは「条例第74条において準用する条例」と読み替えるものとする。	まで、第54条、第56条、第57条、第59条、第60条、第63条、第64条及び第68条の2から第74条までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業に準用されるものであることから、第3の3の(1)、(3)から(10)まで((3)の②を除く。)、(12)、(13)、(17)、(22)の2及び(25)から(31)まで並びに第4の3の(6)から(9)まで((7)の②中「6月に1回以上」とあるのは、「3月に1回以上」とする。)、(15)、(17)から(19)まで及び(21)から(23)まで並びに第5の3の(4)の2から(10)までを参照されたい。 ② 規則第117条の規定により準用される第6条については、第5の3の(11)の②のとおり取り扱うものとする。 ③ 同条の規定により準用される第57条については、第5の3の(11)の③のとおり取り扱うものとする。
	第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準	第2節 共生型自立訓練（機能訓練）	4 共生型障害福祉サービスに関する基準
第162条の2	（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等の基準） 第74条の2 自立訓練（機能訓練）に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型自立訓練（機能訓練）」という。）の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定める。	（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等の基準） 第117条の2 条例第74条の2の規則で定める基準は、次のとおりとする。 (1) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。	(1) 共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等、指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準（規則第117条の2及び条例第74条の2）自立訓練（機能訓練）に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型自立訓練（機能訓練）」という。）の事業を行う介護保険法による指定通所介護事業者、指定地域密着型通所介護事業者、指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が満たすべき基準は、次のとおりであること。

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
		(2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。 (3) 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること	① 従業者の員数 指定通所介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下この号において「指定通所介護事業所等」という。）の従業者の員数が、共生型自立訓練（機能訓練）を受ける利用者（障害者）の数を含めて当該指定通所介護事業所等の利用者の数とした場合に、当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。 なお、共生型自立訓練（機能訓練）の管理者と指定通所介護等の管理者を兼務することは差し支えないこと。 ② 設備 指定通所介護事業所等として満たすべき設備基準を満たしていれば足りるものであること。 なお、当該設備については、共生型サービスは障害者及び要介護者に同じ場所で同時に提供することを想定していることから、障害者又は要介護者がそれぞれ利用する設備を区切る壁、家具、カーテンやパーティション等の仕切りは、不要であること。 ③ 指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から、指定通所介護事業所等が障害者の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
第162条 の3	（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者の基準） 第74条の3 共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者（山形県指定居宅サービス等基準条例第87条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定める。	（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者の基準） 第117条の3 条例第74条の3第2項の規則で定める基準は、次のとおりとする。 (1) 指定通所リハビリテーション事業所（指定居宅サービス等基準条例第87条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）の専用の部屋等の面積（当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。）又は介護医療院（同条第29項に規定する介護医療院をいう。）である場合にあっては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂（リハビリテーションに供用されるものに限る。）の面積を加えるものとする。以下同じ。）を、指定通所リハビリテーション（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第86条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）の利用者の数と共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。 (2) 指定通所リハビリテーション事業所の従業者の員数が、当該指定通所リハビリテーション事業所が提供する指定通所リハビリテーションの利用者の数を指定通所リハビリテーションの利用者の数及び共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所リハビリテーション事業所として必要とされる数以上であること。 (3) 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。	(2) 共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者の基準（条例第74条の3） 共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う介護保険法による指定通所リハビリテーション事業者が満たすべき基準は、次のとおりであること。 ① 従業者の員数 指定通所リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準第111条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の従業者の員数が、共生型自立訓練（機能訓練）を受ける利用者（障害者）の数を含めて当該指定通所リハビリテーション事業所（同項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）として必要とされる数以上であること。 ② 設備 指定通所リハビリテーション事業所として満たすべき設備基準を満たしていれば足りるものであること。 なお、当該設備については、共生型サービスは障害者及び要介護者と同じ場所で同時に提供することを想定していることから、障害者又は要介護者がそれぞれ利用する設備を区切る壁、家具、カーテンやパーティション等の仕切りは、不要であること。 ③ 指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から、指定通所リハビリテーション事業所が障害者の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。
第162条 の4	（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準） 第74条の4 共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基	（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準） 第117条の4 条例第74条の4第3号の規則で定める基準は、次のとおりとする。	

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
	準は、次のとおりとする。 (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、18人）以下とすること。 (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員を登録定員の2分の1に相当する人数以上15人以下とすること。ただし、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等であつて、登録定員が26人又は27人であるものにあつては登録定員の2分の1に相当する人数以上16人以下とし、登録定員が28人であるものにあつては登録定員の2分の1に相当する人数以上17人以下とし、登録定員が29人であるものにあつては登録定員の2分の1に相当する人数以上18人以下とし、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等であつて、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等であるものにあつては、登録定員の2分の1に相当する人数以上12人以下とすること。 (3) 前2号に定めるもののほか、規則で定める基準	(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。 (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条若しくは第171条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条に規定する基準を満たしていること。 (3) 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。	
第162条の5	（準用） 第74条の5 第10条、第11条、第15条の2から第18条の2まで、第27条、第29条、第31条、第34条、第38条、第41条、第42条、第70条及び前節（第74条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（機能	（準用） 第117条の5 第5条から第15条まで、第17条、第18条、第21条、第26条の2、第27条の2から第32条まで、第46条から第48条まで、第54条、第56条、第57条、第59条、第60条、第	(3) 準用（条例第74条の5及び規則第117条の5） ① 条例第74条の5 第10条、第11条、第15条の2から第18条の2まで、第27条、第29条、第31条、第34条、第38条、第41条、第42条及び第70条並びに規則第117条の

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
	訓練) の事業について準用する。	63条、第68条の2から第74条まで、前節(第117条を除く)の規定は、共生型自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。	4 第5条から第15条まで、第17条、第18条、第21条、第26条の2、第27条の2から第32条まで、第46条から第48条まで、第54条、第56条、第57条、第59条、第60条、第63条、第68条の2から第74条まで及び第113条から第117条までの規定は、共生型自立訓練(機能訓練)の事業について準用されるものであるため、第三の3の(1)、(3)から(10)まで((3)の②を除く。)、(12)、(13)、(17)、(22)の2及び(25)から(31)まで並びに第四の1の(7)、3の(6)から(9)まで((7)の②中「6月に1回以上」とあるのは、「3月に1回以上」とする。)、(15)、(17)から(19)まで及び(21)から(23)まで並びに第五の3の(4)の2から(10)まで並びに第八の3の(1)及び(2)を参照されたいこと。 ② ①により準用される規則第6条については、第5の3の(11)の②のとおり取り扱うものとする。 ③ ①により準用される規則第46条で定める自立訓練(機能訓練)計画について、指定通所介護事業所等にサービス管理責任者が配置されていない場合については、自立訓練(機能訓練)計画に相当する計画を作成するように努めること。その際、高齢者介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、高齢者介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所に介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画のとりまとめを行わせることが望ましい。 ④ ①により準用される規則第57条については、第5の3の(11)の③のとおり取り扱うものとする。この場合において、共生型自立訓練(機能訓練)の利用定員は、共生型自立訓練(機能訓練)の指定を受ける指定通所介護事業所等において、同時にサービス提供を受けることができる利用者の数の上限とする。なお、当該利用定員の範囲内であれば、サービスごとの利用者の数に変動があっても差し支えないこと。 (例) 定員20人の場合、利用日によって、共生型自立訓練(機能訓練)の利用者が10人、指定通所介護等の利用者が10人

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
			であっても、共生型自立訓練（機能訓練）の利用者が5人、指定通所介護等の利用者が15人であっても、差し支えない。 (4) その他の共生型サービスについて 共生型生活介護の場合と同趣旨であるため、第5の4の(3)を参照されたい。 (5) その他の留意事項 共生型生活介護の場合と同趣旨であるため、第5の4の(4)を参照されたい。
	第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準	第3節 基準該当自立訓練（機能訓練）	5 基準該当障害福祉サービスに関する基準
第163条	（基準該当自立訓練（機能訓練）の基準） 第75条 自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（第75条の3に規定する病院等基準該当自立訓練（機能訓練）及び第110条に規定する特定基準該当自立訓練（機能訓練）を除く。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。 (1) 指定通所介護事業者等又は指定通所リハビリテーション事業者であって、地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等又は指定通所リハビリテーション（指定居宅サービス等基準条例第86条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。）を提供するものであること。 (2) 前号に定めるもののほか、規則で定める基準	（基準該当自立訓練（機能訓練）の基準） 第118条 条例第75条第2号の規則で定める基準は、次のとおりとする。 (1) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室又は指定通所リハビリテーション事業所の専用の部屋等の面積を、指定通所介護等又は指定通所リハビリテーションの利用者の数と基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。 (2) 指定通所介護事業所等又は指定通所リハビリテーション事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等又は当該指定通所リハビリテーション事業所が提供する指定通所介護等又は指定通所リハビリテーションの利用者の数を指定通所介護等又は指定通所リハビリテーションの利用者及び基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等又は当該指定通所リハビリテーション事業所として必要とされる数以上であること。 (3) 基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。	(1) 基準該当自立訓練（機能訓練）の基準（条例第75条及び規則第118条） 基準該当生活介護の場合と同趣旨であるため、第5の5の(1)を参照されたい。この場合において第5の5の(1)の②の「介護分野」とあるのは、「地域生活（身体）分野」と読み替えるものとする。

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
第163条 の2	(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例) 第75条の2 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等が地域において自立訓練(機能訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(機能訓練)を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練(機能訓練)と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練(機能訓練)事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。 (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス、第45条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第82条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第31条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第47条において準用する指定通所支援基準条例第31条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)を29人以下とすること。ただし、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等であって、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等であるものにあつては、18人以下とすること。 (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスを利用する者の数及びこの条の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス、第45条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第82条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第31条の2の規定	(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例) 第118条の2 条例第75条の2第3号の規則で定める要件は、次のとおりとする。 (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。 (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに条例第75条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス、条例第45条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは条例第82条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第31条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第47条において準用する指定通所支援基準条例第31条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条又は第171条に規定する基準を満たしていること。 (3) 条例第75条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(機能訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。	(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例(条例第75条の2及び規則第118条の2) 生活介護の指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例の場合と同趣旨であるため、第5の5の(2)を参照されたい。この場合において第5の5の(2)の④の「介護分野」とあるのは、「地域生活(身体)分野」と読み替えるものとする。

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
	により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第47条において準用する指定通所支援基準条例第31条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。)を登録定員の2分の1に相当する人数以上15人以下とすること。ただし、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等であって、登録定員が26人又は27人であるものにあつては登録定員の2分の1に相当する人数以上16人以下とし、登録定員が28人であるものにあつては登録定員の2分の1に相当する人数以上17人以下とし、登録定員が29人であるものにあつては登録定員の2分の1に相当する人数以上18人以下とし、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等であつて、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等であるものにあつては、登録定員の2分の1に相当する人数以上12人以下とすること。 (3) 前2号に定めるもののほか、規則で定める要件		
第163条 の3	(病院又は診療所における基準該当障害福祉サービス(自立訓練)に関する基準) 第75条の3 病院等基準該当自立訓練(機能訓練)(地域において自立訓練(機能訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(機能訓練)を受けることが困難な障害者に対して病院又は診療所が行う自立訓練(機能訓練)に係る基準該当障害福祉サービスをいう。次項において同じ。)の事業を行う者は、当該事業を行う事業所ごとに、次に掲げる従業者を置かなければならない。 (1) 管理者 (2) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員又は介護職員 2 前項に定めるもののほか、病院等基準該当自立訓練(機能訓練)の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定める。	(病院又は診療所における基準該当障害福祉サービス(自立訓練)に関する基準) 第118条の3 条例第75条の3第2項の規則で定める基準は、次のとおりとする (1) 病院等基準該当自立訓練(機能訓練)を行う事業所(以下「病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業所」という。)の専用の部屋等の面積を、病院等基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者の数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。 (2) 条例第75条の3第1項各号	(3) 病院又は診療所における基準該当障害福祉サービス(自立訓練)に関する基準(条例第75条の3及び規則第118条の3) 病院等基準該当自立訓練(機能訓練)は、病院又は診療所が、その地域において指定自立訓練(機能訓練)事業所が少ないなど、指定自立訓練(機能訓練)を受けることが困難な障害者に対して、基準該当障害福祉サービス(自立訓練)を提供した場合をいうものであり、病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業所が満たすべき基準は、次のとおりであること。 ① 病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業所の専用の部屋等の面積を、病院等基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者の数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。(条例第75条の3第1号及び規則第118条の3第1号) ② 病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、管理者及び看護職員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は生活支援員について、1人以上(利用者の数が10人を超える場合には、利用者の数を10で除した数以上)配置することが必

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
		に掲げる従業者の員数は、次に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれに定めるとおりとすること。 イ 管理者 1 以上 ロ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員又は介護職員 当該病院等基準該当自立訓練（機能訓練）ごとに、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに定める数 (イ) 利用者の数が10人以下 1 以上 (ロ) 利用者の数が11人以上 利用者の数を10で除した数以上 (3) 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。 2 前項第2号ロに掲げる指定自立訓練（機能訓練）事業所の従業者は、専ら当該病院等基準該当自立訓練（機能訓練）の提供に当たる者でなければならない。	要である。なお、病院又は診療所は、サービス管理責任者の配置が義務づけられていないが、病院又は診療所の従業者のうち、実務経験者相当管理者等に、「サービス管理責任者研修事業の実施について」に基づき実施される「サービス管理責任者研修」（地域生活（身体）分野）及び「相談支援従事者初任者研修（講義部分）」の受講を促すこととし、研修修了者が病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所を利用する障害者の自立訓練（機能訓練）計画を作成することが望ましい。（条例第75 条の3 第2号及び規則第118条の3 第2号） ③ 指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から、病院等基準該当自立訓練（機能訓練）が障害者の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。（条例第75 条第3号及び規則第118条第3号）
第164条		（準用） 第119条 第114条第2項から第6項までの規定は、基準該当自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。	(4) 準用（規則第119条） 規則第114条第2項から第6項までの規定は、基準該当自立訓練（機能訓練）について準用されるものであることから、第9の3の(1)（第3の3の(11)の①を参照する部分を除く。）を参照されたい。
	第9章 自立訓練（生活訓練）	第9章 自立訓練（生活訓練）	第9 自立訓練（生活訓練）
	第1節 基本方針	第1節 指定自立訓練（生活訓練）	
第165条	第76条 指定自立訓練（生活訓練）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、2年間（長期間にわたる医療機関への入院その他これに類する事由のある障害者にあっては、3年間）にわたり、生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。		
	第2節 人員に関する基準		1 人員に関する基準
第166条	（従業者） 第77条 指定自立訓練（生活訓練）の事業を行う者（以下「指定自立訓練（生活訓練）事業者」という。）は、当該事業を行う事	（従業者） 第120条 条例第77条第1項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりと	(1) 生活支援員及び地域移行支援員（条例第77条第1項第1号及び第2号並びに規則第120条第1項第1号及び第2号） ① 指定宿泊型自立訓練以外の指定自立訓練（生活訓練）のみを

厚生労働省令	県条例	県規則	県解釈通知
	業所（以下「指定自立訓練（生活訓練）事業所」という。）ごとに、次に掲げる従業者を置かなければならない。 (1) 生活支援員 (2) 地域移行支援員（指定宿泊型自立訓練を行う場合に限る。） (3) サービス管理責任者 2 前項に定めるもののほか、指定自立訓練（生活訓練）事業所の従業者の基準は、規則で定める。	する。 (1) 生活支援員 指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、イに掲げる利用者の数を6で除した数とロに掲げる利用者の数を10で除した数の合計数以上 イ ロに掲げる利用者以外の利用者 ロ 指定宿泊型自立訓練（指定自立訓練（生活訓練）のうち、宿泊型自立訓練に係るものをいう。以下同じ。）の利用者 (2) 地域移行支援員 指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、1以上 (3) サービス管理責任者 指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに定める数 イ 利用者の数が60以下 1以上 ロ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 2 健康上の管理等の必要がある利用者があるために看護職員を置いている指定自立訓練（生活訓練）事業所に係る前項第1号の生活支援員については、同号中「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び看護職員」と、「指定自立訓練（生活訓練）事業所」とあるのは「生活支援員及び看護職員の総数は、指定自立訓練（生活訓練）事業所」と読み替えるものとする。この場合にお	行う指定自立訓練（生活訓練）事業所の場合 生活支援員の員数が、常勤換算方法により、利用者の数を6で除した数以上でなければならないものであり、この場合、生活支援員について、最低1人以上配置することが必要である。 また、生活支援員は、1人以上が常勤でなければならない。 ② 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所の場合 生活支援員の員数が、常勤換算方法により、指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、指定宿泊型自立訓練の利用者の数を10で除した数並びに指定宿泊型自立訓練以外の指定自立訓練（生活訓練）の利用者の数を6で除した数以上でなければならないものであり、この場合、生活支援員について、最低1人以上配置するとともに、1人以上が常勤でなければならない。 また、地域生活へ移行後の住まいに関する情報提供及び地域生活へ移行した利用者の定期的な相談支援等を行う地域移行支援員の員数については、指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに1人以上配置することが必要である。 (2) サービス管理責任者（規則第120条第1項第3号） 指定療養介護及び指定生活介護の場合と同趣旨であるため、第4の1の(4)及び第5の1の(4)を参照されたい。 なお、指定宿泊型自立訓練事業所におけるサービス管理責任者については、常勤換算方法により、必要な員数の配置が求められるものではないが、サービス管理責任者としての業務を適切に遂行する観点から、必要な勤務時間が確保されている必要があること。 (3) 看護職員を配置する場合（規則120条第2項） 指定自立訓練（生活訓練）事業所において、健康上の管理が必要な利用者があるために看護職員を配置している場合は、指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、生活支援員及び看護職員の総数が、規則第120条第1項第1号において必要とされる生活支援員の数を満たしていれば足りるものとする。ただし、

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
		いて、生活支援員及び看護職員の数、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、それぞれ1以上とする。 3 指定自立訓練（生活訓練）事業者が、指定自立訓練（生活訓練）事業所における指定自立訓練（生活訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより指定自立訓練（生活訓練）（以下この項において「訪問による指定自立訓練（生活訓練）」という。）を提供する場合は、前2項に定める員数の従業者に加えて、当該訪問による指定自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。 4 第1項（第2項において読み替えられる場合を含む。）の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。 5 第1項及び第2項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所の従業者は、専ら当該指定自立訓練（生活訓練）事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。 6 第1項第1号又は第2項の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。 7 第1項第3号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。ただし、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所である場合であって、利用者の支援に支障がないときは、この限りでない。	この場合は、生活支援員及び看護職員のそれぞれについて、最低1人以上配置することが必要である。 (4) 訪問による自立訓練（生活訓練）を行う場合（規則第120条第3項） 指定自立訓練（機能訓練）の場合と同趣旨であるため、第8の1の(3)を参照されたい。
第167条	（準用） 第78条 第27条及び第38条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。		(5) 準用（条例第78条） 条例第27条については、指定自立訓練（生活訓練）に準用されるものであることから、第4の1の(7)の①を参照されたい。
	第3節 設備に関する基準	（設備）	2 設備に関する基準
第168条	第79条 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、次に掲げる設備を設けなければならない。 (1) 訓練・作業室 (2) 相談室 (3) 洗面所 (4) 便所	第121条 条例第79条第1項各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1) 訓練・作業室 次に掲げる基準 イ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。 ロ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。 (2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕	(1) 指定宿泊型自立訓練以外の指定自立訓練（生活訓練）のみを行う指定自立訓練（生活訓練）事業所の場合（条例第79条第1項及び規則第121条第1項）指定生活介護の場合と同趣旨であるため、第5の2の(1)を参照されたい。

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
	(5) 多目的室 (6) 前各号に定めるもののほか、運営上必要な設備 2 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所 にあつては、前項各号に掲げる設備のほか、次に掲げる設備を 設けるものとする。ただし、指定宿泊型自立訓練のみを行う指 定自立訓練（生活訓練）事業所にあつては、同項第1号の訓練・ 作業室を設けないことができる。 (1) 居室 (2) 浴室 3 第1項第2号の相談室及び同項第5号の多目的室は、利用者 の支援に支障がない場合は、兼用することができる。 4 第1項各号及び第2項各号に掲げる設備は、専ら当該指定自 立訓練（生活訓練）事業所の用に供するものでなければならな い。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでな い。 5 前各項に定めるもののほか、指定自立訓練（生活訓練）事業 所の設備の基準は、規則で定める。	切り等を設けること。 (3) 洗面所 利用者の特性に応じたものとする。 (4) 便所 利用者の特性に応じたものとする。 2 条例第79条第2項各号に掲げる設備の基準は、次の各号 に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1) 居室 次に掲げる基準 イ 一の居室の定員は、1人とする。 ロ 一の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メー トル以上とすること。 (2) 浴室 利用者の特性に応じたものとする。	(2) 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所の 場合（条例第79条第2項及び規則第121条第2項） 指定宿泊型自立訓練事業所については、条例第79条第1項及 び規則第121条第1項に掲げる設備のほか、居室及び浴室を設 ける必要があること。この場合、当該居室の定員は1人とし、 その面積は、収納設備等を除いて7.43㎡以上とすること。 ただし、精神障害者生活訓練施設、精神障害者入所授産施設、 精神障害者福祉ホーム、知的障害者入所更生施設、知的障害者 入所授産施設及び知的障害者通勤寮が指定自立訓練（生活訓練） 事業所に転換した場合には、居室の定員及び面積につい て、次のとおり経過措置が設けられていること（規則附則第14 条）。 ① 居室の定員 ア 精神障害者生活訓練施設及び精神障害者入所授産施設 2 人以下 イ ア以外の施設 4人以下（ただし、法施行に伴い廃止され た「指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基 準（平成14年厚生労働省令第81号。以下「旧知的障害者 更生施設等基準」という。）」附則第4条に規定する経過措 置により居室の定員を「原則として4人以下」としている 指定知的障害者通勤寮については、「原則として4人以下」 として差し支えないこと。） ② 居室の面積 ア 精神障害者生活訓練施設及び精神障害者入所授産施設 利 用者1人当たりの床面積が4.4㎡以上 イ ア以外の施設 利用者1人当たりの床面積が6.6㎡以上 （ただし、旧知的障害者更生施設等基準附則第4条に規定 する経過措置により、入所者1人当たりの床面積を「3.3 ㎡以上」としている指定知的障害者通勤寮については、 「3.3㎡以上」として差し支えないこと。）

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
			(3) 訓練・作業室等の面積及び数 指定生活介護の場合と同趣旨であるため、第5の2の(2)を参照されたい。
	第4節 運営に関する基準		3 運営に関する基準
第169条 の2		(サービスの提供の記録) 第122条 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。）を提供した際は、当該指定自立訓練（生活訓練）の提供日、内容その他必要な事項を、指定自立訓練（生活訓練）の提供の都度記録しなければならない。 2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定宿泊型自立訓練を提供した際は、当該指定宿泊型自立訓練の提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。 3 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、前2項の規定による記録に際しては、支給決定障害者から指定自立訓練（生活訓練）を提供したことについて確認を受けなければならない。	(1) サービスの提供の記録（規則第122条） ① 規則第122条第1項については、指定居宅介護の場合と同趣旨であるため、第3の3の(9)の①を参照されたい。 ② 規則第122条第2項については、指定療養介護の場合と同趣旨であるため、第4の3の(2)の①を参照されたい。 ③ 規則第122条第3項については、指定療養介護の場合と同趣旨であるため、第4の3の(2)の②を参照されたい。

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
第170条		(利用者負担額等の受領) 第 123 条 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定自立訓練（生活訓練）を提供した際は、支給決定障害者から当該指定自立訓練（生活訓練）に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。 2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、法定代理受領を行わない指定自立訓練（生活訓練）を提供した際は、支給決定障害者から当該指定自立訓練（生活訓練）に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。 3 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、前 2 項の支払を受ける額のほか、指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。）において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。 (1) 食事の提供に要する費用 (2) 日用品費 (3) 前 2 号に掲げるもののほか、指定自立訓練（生活訓練）において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの 4 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定宿泊型自立訓練を行う場合には、第 1 項及び第 2 項の支払を受ける額のほか、指定宿泊型自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。 (1) 食事の提供に要する費用 (2) 光熱水費 (3) 居室（国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又	(2) 利用者負担額等の受領（規則第 123 条） ① 利用者負担額の受領等 指定居宅介護の規定と同趣旨であるため、第 3 の 3 の (11) の①、②、④及び⑤を参照されたい。 ② 指定宿泊型自立訓練以外の指定自立訓練（生活訓練）におけるその他受領が可能な費用の範囲 規則第 123 条第 3 項の規定は、指定自立訓練（生活訓練）事業者は、前 2 項の支払を受ける額のほか、指定自立訓練（生活訓練）において提供される便宜に要する費用のうち、 ア 食事の提供に要する費用 イ 日用品費 ウ 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるものの支払を受けることができることとし、訓練等給付費等の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。 なお、ウの具体的な範囲については、「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」（平成 18 年 12 月 6 日障発第 1206002 号厚生労働省社会・援護局健康福祉部長通知）によるものとする。 ③ 指定宿泊型自立訓練におけるその他受領が可能な費用の範囲 同条第 4 項の規定は、指定自立訓練（生活訓練）事業者は、第 1 項及び第 2 項の支払を受ける額のほか、指定自立訓練（生活訓練）において提供される便宜に要する費用のうち、 ア 食事の提供に要する費用 イ 光熱水費

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
		はこれらに準ずるものを受けて建築され、買収され、又は改造されたものを除く。)の提供を行ったことに伴い必要となる費用 (4) 日用品費 (5) 前各号に掲げるもののほか、指定宿泊型自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの 5 第3項第1号及び前項第1号から第3号までに掲げる費用については、省令第170条第5項に規定する厚生労働大臣が定めるところによるものとする。 6 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、第1項から第4項までに係る費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。 7 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、第3項及び第4項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。	ウ 居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用 エ 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるものの支払を受けることができることとし、訓練等給付費等の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。 なお、ウについては、国若しくは地方公共団体の補助金等（いわゆる民間補助金を含む。）により建設され、買収され又は改造された建物（建設等費用の全額を補助金等により賄った場合に限る。）を用いて、指定宿泊型自立訓練を提供する場合においては、利用者に対し、当該費用についての負担を求めることはできないものである。 また、エの具体的な範囲については、「障害福祉サービスにおける日常生活に要する費用の取扱いについて（平成18年12月6日障発第1206002号厚生労働省社会・援護局健康福祉部長通知）によるものとする。
第170条 の2		（利用者負担額に係る管理） 第123条の2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。）が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害	(3) 利用者負担額に係る管理（規則第123条の2） 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者が同一の月に、指定自立訓練（生活訓練）以外の指定障害福祉サービスを受けたときは、当該月における利用者負担額合計額を算定しなければならない（ただし、指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者以外の者である場合は、支給決定障害者の依頼を受けて算定する。）

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
		福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。 2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第 170 条の 2 第 2 項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。）及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定自立訓練（生活訓練）及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。	こととされたが、その具体的な取扱いについては、別に通知するところによるものとする。
第170条 の3	（記録の整備） 第80条 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。 2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、介護給付費等の請求に関する記録その他利用者に対する指定自立訓練（生活訓練）の提供に関する規則で定める記録を整備し、当該指定自立訓練（生活訓練）を提供した日から5年間保存しなければならない。	（記録） 第124条 条例第80条第2項の規則で定める記録は、次のとおりとする。 (1) 自立訓練（生活訓練）計画 (2) 第122条第1項及び第2項の規定によるサービスの提供の記録 (3) 次条において準用する第71条の規定による市町村への通知に係る記録 (4) 条例第81条において準用する条例第15条の2第2項の規定による身体的拘束等の記録 (5) 次条において準用する第30条第1項の規定による苦情の内容等の記録 (6) 次条において準用する第31条第1項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	(4) 記録の整備（条例第 80 条及び規則第 124 条） 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、従業者、設備、備品及び会計等に関する諸記録を文書により整備しておく必要があること。なお、条例第 80 条第 2 項により、指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定自立訓練（生活訓練）の提供に関する諸記録のうち、少なくとも次に掲げる記録については、当該自立訓練（生活訓練）を提供した日から、少なくとも 5 年以上保存しておかなければならないとしたものである。 ① 指定自立訓練（生活訓練）に関する記録 ア 条例第 81 条及び規則第 125 条において準用する規則第 46 条第 1 項の規定により作成する自立訓練（生活訓練）計画 イ 規則第 122 条第 1 項及び第 2 項に規定するサービスの提供の記録 ウ 条例第 81 条及び規則第 125 条において準用する条例第 15

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
			条の2第2項に規定する身体拘束等の記録 エ 条例第81条及び規則第125条において準用する基規則第31条第1項に規定する苦情の内容等の記録 オ 条例第35条及び規則第61条において準用する規則第31条第1項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ② 条例第81条及び規則第125条において準用する規則第71条に規定する市町村への通知に係る記録
第171条	(準用) 第81条 第10条、第11条、第15条の2から第18条の2まで、第29条、第31条、第41条及び第42条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第29条第1項中「療養介護計画（指定療養介護）」とあるのは、「自立訓練（生活訓練）計画（指定自立訓練（生活訓練）」と読み替えるものとする。	(準用) 第125条 第5条から第13条まで、第15条、第18条、第21条、第26条の2、第27条の2から第32条まで、第46条から第48条まで、第54条、第56条、第57条、第59条、第68条の2から第74条まで、第115条及び第116条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第5条第1項中「次の」とあるのは「第125条において準用する第73条に規定する協力医療機関のほか次の」と、同項第1号中「第14条」とあるのは「第81条において準用する条例第41条」と、第10条第1項中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、同条第2項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第15条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第123条第1項から第4項まで」と、第18条第1項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第2項中「第16条第2項」とあるのは「第123条第2項」と、第27条第1号中「第14条」とあるのは「第81条において準用する条例第41条」と、第46条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第9項中「6月」とあるのは「3月」と、第71条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第74条第1号中「条例」とあるのは「条例第81条において準用する条例」と読み替えるものとする。	(5) 準用（条例第81条及び規則第125条） ① 条例第10条、第11条、第15条の2から第18条の2まで、第29条、第31条、第41条及び第42条並びに規則第5条から第13条まで、第15条、第18条、第21条、第26条の2、第27条の2から第32条まで、第46条から第48条まで、第54条、第56条、第57条、第59条、第63条、第68条の2から第74条まで、第115条及び第116条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業に準用されることから、第3の3の(1)、(3)から(8)まで((3)の②を除く。)、(10)、(13)、(17)、(22)の2及び(25)から(31)まで並びに第4の3の(6)から(9)まで((7)の②中「6月に1回以上」とあるのは、「3月に1回以上」とする。)、(15)、(17)、(19)、(21)及び(22)並びに第5の3の(4)の2から(10)まで並びに第8の3の(2)及び(3)を参照されたい。 ② 規則第125条の規定により準用される第6条については、第5の3の(11)の②のとおり取り扱うものとする。 ③ 同条の規定により準用される第57条については、第5の3の(11)の③のとおり取り扱うものとする。
	第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準	第2節 共生型自立訓練（生活訓練）	4 共生型障害福祉サービスに関する基準
第171条	（共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定通所介護事業	（共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定通所介護事業	(1) 共生型自立訓練（生活訓練）を行う指定通所介護事業者等及

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
の2	者等の基準) 第81条の2 自立訓練（生活訓練）に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型自立訓練（生活訓練）」という。）の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定める。	者等の基準) 第125条の2 条例第81条の2の規則で定める基準は、次のとおりとする。 (1) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と共生型自立訓練（生活訓練）の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。 (2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型自立訓練（生活訓練）の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。 (3) 共生型自立訓練（生活訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。	び指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準（規則第125条の2及び第125条の3）自立訓練（生活訓練）に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型自立訓練（生活訓練）」という。）の事業を行う介護保険法による指定通所介護事業者、指定地域密着型通所介護事業者、指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が満たすべき基準は、次のとおりであること。 ① 従業者の員数 指定通所介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下この号において「指定通所介護事業所等」という。）の従業者の員数が、共生型自立訓練（生活訓練）を受ける利用者（障害者）の数を含めて当該指定通所介護事業所等の利用者の数とした場合に、当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。 なお、共生型自立訓練（生活訓練）の管理者と指定通所介護等の管理者を兼務することは差し支えないこと。 ② 設備 指定通所介護事業所等として満たすべき設備基準を満たしていれば足りるものであること。 なお、当該設備については、共生型サービスは障害者及び要介護者に同じ場所で同時に提供することを想定していることから、障害者又は要介護者がそれぞれ利用する設備を区切る壁、家具、カーテンやパーティション等の仕切りは、不要であること。 ③ 指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から、指定通所介護事業所等が障害者の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。
第171条 の3	（共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)	（共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)	

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
	第81条の3 共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。 (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、18人）以下とすること。 (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員を登録定員の2分の1に相当する人数以上15人以下とすること。ただし、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等であつて、登録定員が26人又は27人であるものにあつては登録定員の2分の1に相当する人数以上16人以下とし、登録定員が28人であるものにあつては登録定員の2分の1に相当する人数以上17人以下とし、登録定員が29人であるものにあつては登録定員の2分の1に相当する人数以上18人以下とし、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等であつて、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等であるものにあつては、登録定員の2分の1に相当する人数以上12人以下とすること。 (3) 前2号に定めるもののほか、規則で定める基準	第125条の3 条例第81条の3第3号の規則で定める基準は、次のとおりとする。 (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。 (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条若しくは第171条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条に規定する基準を満たしていること。 (3) 共生型自立訓練（生活訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。	
第171条 の4	（準用） 第81条の4 第10条、第11条、第15条の2から第18条の2まで、	（準用） 第125条の4 第5条から第13条まで、第15条、第18条、第	(2) 準用（条例第81条の4及び規則第125条の4） ① 条例第10条、第11条、第15条の2から第18条の2まで、

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
	第27条、第29条、第31条、第38条、第41条、第42条、第76条及び前節（第81条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。	21条、第26条の2、第27条の2から第32条まで、第46条から第48条まで、第54条、第56条、第57条、第59条、第63条、第68条の2から第74条まで、第115条、第116条及び前節（第125条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。	第27条、第29条、第31条、第38条、第41条、第42条、第76条及び第80条並びに規則第5条から第13条まで、第15条、第18条、第21条、第26条の2、第27条の2から第32条まで、第46条から第48条まで、第54条、第56条、第57条、第59条、第63条、第68条の2から第74条まで、第115条、第116条及び第120条から第124条までの規定は、共生型自立訓練（生活訓練）の事業について準用されるものであるため、第3の3の（1）、（3）から（8）まで（（3）の②を除く。）、（10）、（13）、（17）、（22）の2及び（25）から（31）まで並びに第4の1の（7）、3の（6）から（9）まで（（7）の②中「6月に1回以上」とあるのは、「3月に1回以上」とする。）、（15）、（17）から（19）まで及び（21）、（22）並びに第五の3の（4）の2から（10）まで並びに第8の3の（2）及び（3）並びに第9の3の（1）から（3）まで（（2）の③を除く。）を参照されたいこと。 ② ①により準用される規則第6条については、第5の3の（11）の②のとおり取り扱うものとする。 ③ ①により準用される規則第46条で定める自立訓練（生活訓練）計画について、指定通所介護事業所等にサービス管理責任者が配置されていない場合については、自立訓練（生活訓練）計画に相当する計画を作成するように努めること。その際、高齢者介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、高齢者介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所に介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画のとりまとめを行わせることが望ましい。 ④ ①により準用される規則第57条については、第5の3の（11）の③のとおり取り扱うものとする。 この場合において、共生型自立訓練（生活訓練）の利用定員は、共生型自立訓練（生活訓練）の指定を受ける指定通所介護事業所等において、同時にサービス提供を受けることができる利用者の数の上限とする。なお、当該利用定員の範囲内であれば、サービスごとの利用者の数に変動があっても差

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
			し支えないこと。 (例) 定員 20 人の場合、利用日によって、共生型自立訓練（生活訓練）の利用者が 10 人、指定通所介護等の利用者が 10 人であっても、共生型 自立訓練（生活訓練）の利用者が 5 人、指定通所介護等の利用者が 15 人であっても、差し支えない。 (3) その他の共生型サービスについて 共生型生活介護の場合と同趣旨であるため、第 5 の 4 の (3) を参照されたい。 (4) その他の留意事項 共生型生活介護の場合と同趣旨であるため、第 5 の 4 の (4) を参照されたい。
	第 6 節 基準該当障害福祉サービスに関する基準	第 3 節 基準該当自立訓練（生活訓練）	5 基準該当障害福祉サービスに関する基準
第 172 条	(基準該当自立訓練（生活訓練）の基準) 第 82 条 自立訓練（生活訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（第 110 条に規定する特定基準該当自立訓練（生活訓練）を除く。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。 (1) 指定通所介護事業者等であって、地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等を提供するものであること。 (2) 前号に定めるもののほか、規則で定める基準	(基準該当自立訓練（生活訓練）の基準) 第 126 条 条例第 82 条第 2 号の規則で定める基準は、次のとおりとする。 (1) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が 3 平方メートル以上であること。 (2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者及び基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。 (3) 基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。	(1) 基準該当自立訓練（生活訓練）の基準（条例第 82 条及び規則第 126 条） 基準該当生活介護の場合と同趣旨であるため、第 5 の 5 の (1) を参照されたい。この場合において第 5 の 5 の (1) の②の「介護分野」とあるのは、「地域生活（知的・精神）分野」と読み替えるものとする。
第 172 条の 2	(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例) 第 82 条の 2 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等が地域において自立訓練（生活訓練）が提供され	(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例) 第 126 条の 2 条例第 82 条の 2 第 3 号の規則で定める要件は、次のとおりとする。	(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例（条例第 82 条の 2 及び規則第 126 条の 2） 生活介護の指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
	ていないこと等により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（生活訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（生活訓練）事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。 (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数及びこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第45条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第75条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第31条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第47条において準用する指定通所支援基準条例第31条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を29人以下とすること。ただし、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等であってサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、18人以下とすること。 (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスを利用する者の数及びこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第45条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第75条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第31条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第47条において準用する指定通所支援基準条例第31条の2の規定により基準該当放課後	(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。 (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに条例第 82 条の 2 の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、条例第 45 条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは条例第 75 条の 2 の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第 31 条の 2 の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第 47 条において準用する指定通所支援基準条例第 31 条の 2 の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第 63 条又は第 171 条に規定する基準を満たしていること。 (3) 条例第 82 条の 2 の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。	特例の場合と同趣旨であるため、第 5 の 5 の (2) を参照されたい。この場合において第 5 の 5 の (2) の ④ の「介護分野」とあるのは、「地域生活（知的・精神）分野」と読み替えるものとする。

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
	等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。)を登録定員の2分の1に相当する人数以上15人以下とすること。ただし、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等であって、登録定員が26人又は27人であるものにあつては登録定員の2分の1に相当する人数以上16人以下とし、登録定員が28人であるものにあつては登録定員の2分の1に相当する人数以上17人以下とし、登録定員が29人であるものにあつては登録定員の2分の1に相当する人数以上18人以下とし、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等であって、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等であるものにあつては、登録定員の2分の1に相当する人数以上12人以下とすること。 (3) 前2号に定めるもののほか、規則で定める要件		
第173条		(準用) 第127条 第114条第2項から第6項までの規定は、基準該当自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。	(3) 準用(規則第127条) 規則第114条第2項から第6項までの規定は、基準該当自立訓練(生活訓練)について準用されるものであることから、第8の3の(1)(第3の3の(11)の①を参照する部分を除く。)を参照されたい。
	第9章の2 就労選択支援	第9章の2 就労選択支援	第9の2 就労選択支援
	第1節 基本方針		
第173条 の2	第82条の3 就労選択支援に係る指定障害福祉サービス(以下「指定就労選択支援」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号。以下「施行規則」という。)第6条の7の2に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに施行規則第6条の7の3に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、施行規則第6条の7の4に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。		
	第2節 人員に関する基準		1 人員に関する基準

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
第173条 の3	(就労選択支援員) 第82条の4 指定就労選択支援の事業を行う者（以下「指定就労選択支援事業者」という。）は当該事業を行う事業所（以下「指定就労選択支援事業所」という。）ごとに就労選択支援員（指定就労選択支援の提供に当たる者として規則で定める者をいう。次項において同じ。）を置かなければならない。 2 前項に定めるもののほか、指定就労選択支援事業所の就労選択支援員の基準は、規則で定める。	(就労選択支援員) 第127条の2 条例第82条の4第1項の規則で定める者は、省令第173条の3第1項に規定する厚生労働大臣が定める者とする 第127条の3 条例第82条の4第1項の就労選択支援員の員数は、指定就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上とする。 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。 3 第1項に規定する指定就労選択支援事業所の就労選択支援員は、専ら当該指定就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。	(1) 就労選択支援員（規則第127条の3第1項） 就労選択支援員については、その員数の総数が、常勤換算方法により、利用者の数を15で除した数以上でなければならないこと。 ただし、一体的に運営する指定生活介護、指定自立訓練（機能訓練）、指定自立訓練（生活訓練）、指定就労移行支援、指定就労継続支援A型、指定就労継続支援B型（以下第13において「生活介護等」という。）の事業を行う事業所（以下「生活介護事業所等」という。）に配置される常勤の職業指導員、生活支援員又は就労移行支援員等の直接処遇に係る職員は、利用者に対するサービス提供に支障がない場合は、就労選択支援員に従事することができ、兼務を行う勤務時間について、就労選択支援員に係る常勤換算上の勤務時間に算入できるものとする。 なお、就労選択支援員は、就労選択支援員養成研修を修了している者が行うこと。ただし、令和10年3月31日までは、経過措置として、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構等が行う「雇用と福祉の分野横断的な基礎的知識・スキルを付与する研修」（以下この節において「基礎的研修」という）又は基礎的研修と同等以上の研修を修了した者については、就労選択支援員養成研修を修了しなくとも、就労選択支援員の業務に従事できることとする。
第173条 の4	(準用) 第82条の5 第27条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。		(2) 準用（条例第82条の5） 条例第27条については、指定就労選択支援に準用されるものであることから、第4の1の(7)の①を参照されたい。
	第3節 設備に関する基準		2 設備に関する基準（条例第82条の6及び規則第127条の4）
第173条 の5	(準用) 第82条の6 第40条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。	(準用) 第127条の4 第64条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。	(1) 指定就労選択支援事業所 指定就労選択支援事業所とは、指定就労選択支援を提供するための設備及び備品を備えた場所をいう。原則として一の建物につき、一の事業所とするが、利用者の利便のため、利用者

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
			に身近な社会資源（既存施設）を活用して、事業所の従業者が当該既存施設に向いて指定就労選択支援を提供する場合については、これらを事業所の一部（出張所）とみなして設備基準を適用するものである。 (2) 訓練・作業室等の面積及び数 指定就労選択支援事業所における訓練・作業室等、面積や数の定めのない設備については、利用者の障害の特性や機能訓練又は生産活動の内容等に応じて適切な指定就労選択支援が提供されるよう、適当な広さ又は数の設備を確保しなければならないものとする。例えば、指定就労選択支援事業所における生産活動について、複数種類の活動を行う場合には、当該活動の種類ごとに訓練・作業室を区分するとともに、それぞれの活動に適した設備と広さを確保する必要があること。 (3) 設備及び備品等 指定就労選択支援事業者は、指定就労選択支援に必要な設備及び備品等を確保するものとする。ただし、他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、指定就労選択支援の事業又は当該他の事業所、施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた備品及び設備等を使用することができるものとする。 なお、事務室又は区画、設備及び備品等については、必ずしも事業者が所有している必要はなく、貸与を受けているものであっても差し支えない。
	第4節 運営に関する基準		3 運営に関する基準
第173条 の6	（実施主体） 第82条の7 指定就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年間に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他これらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると知事が認めるものでなければならない。		(1) 実施主体（条例第82条の7） 指定就労選択支援事業者は、就労移行支援等に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの又はその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると都道府県が認める事業者でなければならない。 その他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると都道府県が認める事業者については、例えば、障害者就業・生活支援センター事業の受託法人、自治体設

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
			置の就労支援センター又は障害者能力開発助成金による障害者能力開発訓練事業を行う機関であって、過去３年以内に合計３人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものを指す。ただし、同一市区町村内に就労選択支援事業所が存在しない場合には、例えば、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、指定申請前の過去１０年間の任意の連続する３年間に合計３人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものについても、認めて差し支えない。 また、就労移行支援事業所等の事業運営が３年に満たない場合であっても、就労移行支援事業所等の利用を経て新たに通常の事業所に雇用された者が合計３人以上いる場合には、指定就労選択支援の実施主体としての要件を満たすこととする。 なお、当該指定は次期更新の際まで有効なものであり、指定更新時に必要となる要件については別途定める。
第173条 の 7		(評価及び整理の実施) 第127条の 5 指定就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第 6 条の 7 の 3 に規定する事項の整理（以下この章において「アセスメント」という。）を行うものとする。 2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、指定就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、指定就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関	(2) 評価及び整理の実施（規則第 127 条の 5） 就労選択支援事業者は、障害の種類及び程度、就労に関する意向及び経験、就労するために必要な配慮及び支援、適切な作業の環境等（以下「アセスメント項目」という。）に関するアセスメントを行う。 アセスメントについては、作業やコミュニケーション等に関する行動観察が極めて重要であることから、対面での実施を基本とする。 一方で、多機関連携によるケース会議や利用者等へのアセスメント結果の提供、事業者等との連絡調整については、対面での実施が難しい場合など、必要に応じて、テレビ電話装置等を活用した支援を実施しても差し支えない。 障害者職業・生活支援センターその他の関係機関が実施するアセスメントの中にアセスメント項目が含まれている場合は、当該アセスメントを活用することができる。ただし、当該アセスメントにおいて不足する内容や更新する内容があれば追加的にアセスメントを行うこと。また、その他の機関としては、就労系障害福祉サービス事業所、特別支援学校、障害者職業セ

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
		との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。 3 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。 4 前項の会議は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。 5 前項の会議は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる 6 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。	ンターや職業能力開発校等を想定している。 なお、就労選択支援事業者が活用できる他機関によるアセスメントは、原則1年以内に実施されたものとする。また、本人の置かれている環境に変化があった場合、疾病、事故等による本人自身の能力や機能が大きく変化した場合、障害福祉サービスの利用を経て、就労能力や就労に関する意向等が大きく変化した場合は、同様のアセスメントから1年経過していない場合でも改めてアセスメントを実施することを可能とする。 就労選択支援事業者が、関係機関の担当者等を招集して会議を行う際、他の関係機関との利用者の個人情報等の共有等に当たっては、予め書面にて利用者の同意を得るなど、適切な手続きを経るよう留意すること。 指定特定相談支援事業者所については今後の障害福祉サービスの利用を含めて一貫した支援を行う観点から特に密接な連携が求められる。指定就労選択支援事業者は、本人の同意を得た上で、会議の場での共有やアセスメント結果の速やかな提供に加え、必要に応じて随時情報共有を行うこと。
第173条 の8		（関係機関との連絡調整等の実施） 第127条の6 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。 2 指定就労選択支援事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供しよう努めなければならない。	(3) 関係機関との連絡調整等の実施（規則第127条の6） 指定就労選択支援事業者は、サービス提供記録の中で1日単位の支援内容を記録するものとする。利用者ごとに、規則第127条の5及び第127条の6第1項に定めるもののうち未実施の事項がある場合は、就労選択支援サービスを適切に提供しておらず、当該利用者に対して行った就労選択支援の基本報酬は算定できないこととなるので留意すること。ただし、利用者都合により支援が途中で中断した場合にはこの限りではない。
第173条 の9	（準用） 第82条の8 第10条、第11条、第15条の2から第18条の2まで、第29条、第31条、第34条、第41条及び第42条の規定は、指定就労	（準用） 第127条の7 第5条から第15条まで、第18条、第21条、第26条の2、第27条の2から第32条まで、第48条、第54条、第	(4) 準用（条例第82条の8及び規則第127条の7） 条例第10条、第11条、第15条の2から第18条の2まで、第29条、第31条、第34条、第41条及び第42条並びに規則

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
	選択支援の事業について準用する。この場合において、第29条第1項中「療養介護計画（指定療養介護に係る個別支援計画をいう。）に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と読み替えるものとする	56条、第57条まで、第59条、第60条（第1項第1号を除く。）、第67条、第68条、第69条から第74条まで、第114条及び第123条の2の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第5条第1項第1号中「第14条」とあるのは「第82条の8において準用する条例第41条」と、第15条第2項中「次条第1項」とあるのは「第127条の7において準用する第114条第1項」と、第18条第2項中「第16条第2項」とあるのは「第127条の7において準用する第114条第2項」と、第60条第1項第2号中「第42条第1項」とあるのは「第127条の7において準用する第14条第1項」と、同項第3号中「第53条」とあるのは「第127条の7において準用する第71条」と、同項第4号中「第35条」とあるのは「第82条の8」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第127条の7」と、第74条第1項第3号中「前条」とあるのは「第127条の7において準用する前条」と、第123条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（省令第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（省令第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。）」と読み替えるものとする。	第5条から第15条まで、第18条、第21条、第26条の2、第27条の2から第32条まで、第48条、第54条、第56条、第57条まで、第59条、第60条（第1項第1号を除く。）、第67条、第68条、第69条から第74条まで、第114条及び第123条の2の規定は、指定就労選択支援の事業について準用されることから、第3の3の(1)、(4)から(10)まで、(13)、(17)、(23)及び(26)から(32)まで並びに第4の3の(6)及び(9)、(15)、(17)、(19)、(22)及び(23)並びに第5の3の(3)、(4)、(5)から(11)まで並びに第8の3の(1)並びに第九の3の(3)並びに第10の3の(7)を参照されたい。
	第10章 就労移行支援	第10章 就労移行支援	第10 就労移行支援
	第1節 基本方針		
第174条	第83条 指定就労移行支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労を希望する65歳未満の障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものに対して、2年間（専らあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を取得させることを目的として便宜を供与する場合にあっては、3年間又は5年間）にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ		

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
	効果的に行うものでなければならない。		
	第2節 人員に関する基準		1 人員に関する基準
第175条	(従業者) 第84条 指定就労移行支援の事業を行う者（以下「指定就労移行支援事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定就労移行支援事業所」という。）ごとに、次に掲げる従業者を置かなければならない。 (1) 職業指導員及び生活支援員 (2) 就労支援員 (3) サービス管理責任者 2 前項に定めるもののほか、指定就労移行支援事業所の従業者の基準は、規則で定める。	(従業者) 第128条 条例第84条第1項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1) 職業指導員及び生活支援員 次のとおりとすること。 イ 職業指導員及び生活支援員の総数は、指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とすること。 ロ 職業指導員の数は、指定就労移行支援事業所ごとに、1以上とすること。 ハ 生活支援員の数は、指定就労移行支援事業所ごとに、1以上とすること。 (2) 就労支援員 指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上 (3) サービス管理責任者 指定就労移行支援事業所ごとに、次	(1) 職業指導員及び生活支援員（条例第84条第1項第1号及び規則第128条第1項第1号） 職業指導員及び生活支援員については、その員数の総数が、常勤換算方法により、利用者の数を6で除した数以上でなければならないものであり、この場合、職業指導員及び生活支援員のそれぞれについて、最低1人以上配置することが必要である。 また、職業指導員及び生活支援員のうち、いずれか1人以上は常勤でなければならない。 (2) 就労支援員（条例第84条第1項第2号及び規則第128条第1項第2号） 就労支援員については、その員数の総数が、常勤換算方法により、利用者の数を15で除した数以上でなければならないものであること。 就労支援員は、職場実習のあっせん、求職活動の支援及び就職後の職場定着のための支援等、障害者に関する就労支援の経験を有した者が行うことが望ましいこと。 また、令和7年4月1日からは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める研修（平成21年厚生労働省告示第178号。以下「研修告示」という。）のイに定める研修として実施される雇用と福祉の分野横断的な基礎的知識・スキルを付与する研修（以下「基礎的研修」という。）を受講していること。ただし、令和10年3月31日までは、経過措置として、基礎的研修を受講しなくとも、就労支援員の業務に従事できることとする。 (3) サービス管理責任者（条例第84条第1項第3号及び規則第

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
		に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに定める数 イ 利用者の数が60以下 1以上 ロ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。 3 第1項に規定する指定就労移行支援事業所の従業者は、専ら当該指定就労移行支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。 4 第1項第1号の職業指導員又は同号の生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤でなければならない。 5 第1項第3号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。	128条第1項第3号) 指定療養介護及び指定生活介護の場合と同趣旨であるため、第4の1の(4)及び第5の1の(4)を参照されたい。
第176条	(認定指定就労移行支援事業所の従業者) 第85条 前条の規定にかかわらず、認定指定就労移行支援事業所において指定就労移行支援の事業を行う場合は、次に掲げる従業者を置かなければならない。 (1) 職業指導員及び生活支援員 (2) サービス管理責任者 2 前項に定めるもののほか、認定指定就労移行支援事業所の従業者の基準は、規則で定める。	(認定指定就労移行支援事業所の従業者) 第129条 条例第85条第1項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1) 職業指導員及び生活支援員 次のとおりとすること。 イ 職業指導員及び生活支援員の総数は、指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上とすること。 ロ 職業指導員の数は、指定就労移行支援事業所ごとに、1以上とすること。 ハ 生活支援員の数は、指定就労移行支援事業所ごとに、1以上とすること。 (2) サービス管理責任者 指定就労移行支援事業所ごとに、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに定める数 イ 利用者の数が60以下 1以上 ロ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 2 前項の従業者及びその員数については、前条第2項から第5項までの規定を準用する。	(4) 認定指定就労移行支援事業所の従業者の員数(条例第85条及び規則第129条) ① 職業指導員及び生活支援員については、その員数の総数が、常勤換算方法により、利用者の数を10で除した数以上でなければならないものであり、この場合、職業指導員及び生活支援員のそれぞれについて、最低1人以上配置することが必要である。 また、職業指導員及び生活支援員のうち、いずれか1人以上は常勤でなければならない。 ② 就労支援員については、その員数の総数が、常勤換算方法により、利用者の数を15で除した数以上でなければならないものであること。 ③ サービス管理責任者については、指定療養介護及び指定生活介護の場合同趣旨であるため、第4の1の(4)及び第5の1の(4)を参照されたい。 ④ なお、認定指定就労移行支援事業所の従業者は、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の学校又は養成施設の教員との兼務が可能であること。

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
第177条	(準用) 第86条 第27条及び第38条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、認定指定就労移行支援事業所については、第38条の規定は、適用しない。		(5) 準用（条例第86条） 条例第27条については、指定就労移行支援に準用されるものであることから、第4の1の(7)の①を参照されたい。
	第3節 設備に関する基準		2 設備に関する基準
第178条	(認定指定就労移行支援事業所の設備) 第87条 次条において準用する第40条の規定にかかわらず、認定指定就労移行支援事業所において指定就労移行支援の事業を行う場合は、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師に係る学校又は養成施設として必要とされる設備を設けなければならない。		
第179条	(準用) 第88条 第40条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。		指定生活介護の場合と同趣旨であるため、第5の2を参照されたい。
	第4節 運営に関する基準		3 運営に関する基準
			(1) 提供の拒否の禁止（条例第89条で準用する条例第11条） 指定就労移行支援事業者は、原則として、利用申込みに対して応じなければならないことを規定したものであり、特に、障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、 ① 当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合 ② 当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難な場合 ③ 入院治療が必要な場合である。 なお、指定就労移行支援については、前年度及び前々年度の実績（就労定着者の割合）に応じて基本報酬が決定されるため、就労定着者の割合を高めるために、利用者を選別することは認められず、就労移行支援の支給決定を受けた障害者に対しては、原則としてサービスを提供しなければならない

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
		(通勤のための訓練の実施) 第 129 条の 2 指定就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。	ものである。また、正当な理由がなく、指定就労移行支援事業所がサービスの提供を拒否した場合は、勧告、命令、取消等の対象となるとともに、市町村において、障害者に就労移行支援の支給決定を行う際には、指定就労移行支援事業所には正当な理由がない限りサービスの提供を拒否できないことを十分に周知し、サービスの提供を拒否された場合の連絡先を開示するなど、当該規定の違反があったことを把握できるようにすることが重要であること。 (2) 通勤のための訓練の実施（規則第 129 条の 2） 就労移行支援は一般就労を希望する障害者に対し、生産活動、職場体験、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う一般就労を目的とした障害福祉サービスであることから、一般就労移行後には障害者が自ら雇用された通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならないこと。
第180条		(実習の実施) 第 130 条 指定就労移行支援事業者は、利用者が就労移行支援計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先を確保しなければならない。 2 指定就労移行支援事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく特別支援学校をいう。以下同じ。）等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。	(3) 実習の実施（規則第 130 条） 実習については、就労移行支援計画に基づき、利用者の心身の状況及びその希望に応じた適切な受入先が複数確保できるよう、就労支援員が中心となり、その開拓に努めること。 なお、実習時において、指定就労移行支援事業所における就労支援員等の職員が随行しない期間がある場合には、当該期間中に、実習先における利用者の状況について、利用者本人や実習先事業者からの聞き取りを行うことにより、日報を作成するとともに、少なくとも 1 か月ごとに、当該聞き取りの内容等を元に、就労移行支援計画の内容の確認及び必要に応じた見直しを行うよう努めること。 また、受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して行うこと。
第181条		(求職活動の支援等の実施) 第 131 条 指定就労移行支援事業者は、公共職業安定所での求職の申込み（職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 5 条の 6 第 1 項の求職の申込みをいう。以下同じ。）その他	(4) 求職活動の支援等の実施（規則第 131 条） 求職活動については、就労移行支援計画に基づき、公共職業安定所における求職の登録、合同就職面接会や企業面接への参加などの機会を提供するとともに、当該求職活動が円滑に行え

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
		の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。 2 指定就労移行支援事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。	るよう、就労支援員が必要に応じ支援すること。
第182条		（職場への定着のための支援等の実施） 第 132 条 指定就労移行支援事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から 6 月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。 2 指定就労移行支援事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。	(5) 職場への定着のための支援等の実施（規則第 132 条） 指定生活介護の場合と同趣旨であるため、第五の 3 の（４）の 2 を参照されたい。 ただし、「6 月」とあるのは、通常の就労移行支援を利用し、企業等に新たに雇用された後も、通常の事業所に雇用されている 65 歳未満の者若しくは 65 歳以上の者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして引き続き就労移行支援を利用する障害者（以下第十において「一時利用対象者」という。）に対しては、「企業等に新たに雇用された日（就職日）」ではなく、一時的な就労移行支援の利用が終了した日（以下「サービス終了日」という。）から少なくとも 6 月以上の間、障害者就業・生活支援センターや職場適応援助者等と連携を図りながら、事業主に対する助言、サービス終了日以降に生じた職場不適応への対応等について、職場訪問や家庭訪問等による適切な相談支援等を行うこと。
第183条		（就職状況の報告） 第 133 条 指定就労移行支援事業者は、毎年、前年度における就職した利用者数その他の就職に関する状況を、県に報告しなければならない。	(6) 就職状況の報告（規則第 133 条） 指定就労移行支援事業者は、毎年度、前年度における就職した利用者数、就職後 6 月以上（労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして就労移行支援等を受けた障害者については、当該就労移行支援等を受けた後、就労を継続している期間が 6 月以上）職場へ定着している者の数を、県に報告しなければならないこと。
第183条 の 2		（就労選択支援に関する情報提供） 第 133 条の 2 指定就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支	(7) 就労選択支援に関する情報提供（規則第 133 条の 2） 就労移行支援を一定期間利用し、本人の意向や能力に変化が見られる場合等に、第三者によるアセスメントや就労選択支援

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
		援に関する情報提供を行うものとする。	に関する情報提供を受けることが利用者にとって効果的な場合も想定されることから、就労移行支援事業所においては、利用者に対して、就労選択支援に関して、定期的に情報提供を行うこと。
			(8) 利益供与等の禁止（規則第 134 条で準用する規則第 29 条） ① 規則第 29 条第 1 項は、一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等による障害福祉サービス事業者等の紹介が公正中立に行われるよう、指定就労移行支援事業者は、一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等に対し、利用者に対して当該指定就労移行支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない旨を規定したものである。 ② 同規則第 2 項は、利用者による一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等の選択が公正中立に行われるよう、指定就労移行支援事業者は、一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等から、当該事業所を利用する利用者やサービス提供が終了した利用者等を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない旨を規定したものである。 ③ 障害福祉サービスは、障害者が自立した日常生活又は社会生活が営むことができるよう、障害者が自ら障害福祉サービスのサービス内容や質に基づき利用の可否を判断するものである。このため、障害者の意思決定を歪めるような金品授受による利用者誘因行為や就労斡旋行為を指定就労移行支援事業者は行ってはならない。また、当該規定の「他の障害福祉サービスの事業を行う者等」は、障害福祉サービス事業者以外の事業者や個人を含むものであり、具体的には、「指定障害福祉サービス事業者が、当該サービスの利用希望者を紹介した者（障害福祉サービス事業者以外の事業者）に対し、その対償として、金品等の利益の供与を行うこと」や「利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
			品を授与すること」、「障害福祉サービスの利用を通じて通常の事業所に雇用されるに至った利用者に対し祝い金を授与すること」、「障害福祉サービスの利用開始(利用後一定期間経過後も含む。)に伴い利用者に祝い金を授与すること」、「利用者の就職を斡旋した事業所に対し金品の授与を行うこと」なども当該規定に違反するものである。 なお、当該規定の「紹介」とは、指定就労移行支援事業者と利用者又はその家族を引き合わせることであり、 ・指定就労移行支援事業者利用者等の情報を伝え、利用者等への接触の機会を与えること、 ・利用者等に指定就労移行支援事業者の情報を伝え、利用者の申出に応じて、指定就労移行支援事業者と引き合わせることも含まれるものである。 また、利益供与等は、契約書上の名目等に関わらず、実質的に、利用者等の紹介の対価として、財産上の利益が提供されているかで判断されるものであり、様々な方法により行われる場合を含むものである。 例えば、指定就労移行支援事業者が、他の事業者に対し、自法人の指定就労移行支援事業所の情報について、ホームページ等への掲載を依頼して掲載料を支払うことは、情報の掲載に対する対償であり、当該規定に違反しないと考えられるが、個々の利用者等の紹介の対償として支払っていると判断される場合には、当該規定に違反すると考えられる。
第184条	(準用) 第89条 第10条、第11条、第15条の2から第18条の2まで、第29条、第31条、第34条、第41条及び第42条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第29条第1項中「療養介護計画(指定療養介護)」とあるのは、「就労移行支援計画(指定就労移行支援)」と読み替えるものとする。	(準用) 第134条 第5条から第12条まで、第14条、第15条、第18条、第21条、第26条の2、第27条の2から第32条まで、第46条から第48条まで、第54条、第56条、第57条、第59条、第60条、第67条、第68条、第69条から第74条まで、第114条、第115条及び第123条の2の規定(認定指定就労移行支援事業所にあっては、第63条を除く。)は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第5条第1項中「次の」とあるのは「第134条において準用する第73条に規定する協力医療機関のほか次の」と、同項第1号中「第14条」とあるのは「第89条において	(9) 準用(条例第89条及び規則第134条) ① 条例第10条、第11条、第15条の2から第18条の2まで、第29条、第31条、第34条、第41条及び第42条並びに規則第5条から第12条まで、第14条、第15条、第18条、第21条、第26条の2、第27条の2から第32条まで、第46条から第48条まで、第54条、第56条、第57条、第59条、第60条、第63条、第64条、第67条、第68条、第69条から第74条まで、第114条、第115条及び第123条の2の規定は、就労移行支援の事業に準用されることから、第3の3の(1)、(4)から(7)まで、(9)、(10)、(13)、(17)、(22)の

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
		準用する条例第41条」と、第10条第1項中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、同条第2項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第15条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第134条において準用する 第114条第1項」と、第18条第1項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第2項中「第16条第2項」とあるのは「第134条において準用する第114条第2項」と、第46条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第10項中「6月」とあるのは「3月」と、第60条第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第2号中「第42条第1項」とあるのは「第134条において準用する第14条第1項」と、同条第3号中「第53条」とあるのは「第134条において準用する第71条」と、同条第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第134条」と、第71条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第74条第1号中「条例」とあるのは「条例第89条において準用する条例」と、第123条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（省令第184条において読み替えて準用する省令第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（省令第184条において読み替えて準用する省令第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。）」と読み替えるものとする。	2及び(28) から (31) まで並びに第4の3の(6)から(9)まで((7)の②中「6月に1回以上」とあるのは、「3月に1回以上」とする。)、(15)、(17)、(19) 及び (21) から (23) まで並びに第5の3の(3)から (10) まで並びに第8の3の(1)及びに(2)並びに第9の3の(3)を参照されたい。この場合において第8の3の(2)の②の「2以上の生活支援員」とあるのは、「2以上の職業指導員及び生活支援員」と、「常時1人以上の常勤の生活支援員」とあるのは、「常時1人以上の常勤の職業指導員又は生活支援員」とそれぞれ読み替えるものとする。 ② 規則第134条の規定により準用される第6条については、第5の3の(11)の②のとおり取り扱うものとする。 ③ 同条の規定により準用される第57条については、第5の3の(11)の③のとおり取り扱うものとする。
	第11章 就労継続支援A型	第11章 就労継続支援A型	第 11 就労継続支援A型
	第1節 基本方針		
第185条	第90条 就労継続支援A型に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援A型」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専ら通常の事業		

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
	所に雇用されることが困難であって雇用契約に基づく就労が可能である者を雇用して就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。		
	第2節 人員に関する基準		1 人員に関する基準
第186条	(従業者) 第91条 指定就労継続支援A型の事業を行う者（以下「指定就労継続支援A型事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定就労継続支援A型事業所」という。）ごとに、次に掲げる従業者を置かなければならない。 (1) 職業指導員及び生活支援員 (2) サービス管理責任者 2 前項に定めるもののほか、指定就労継続支援A型事業所の従業者の基準は、規則で定める。	(従業者) 第135条 条例第91条第1項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1) 職業指導員及び生活支援員 次のとおりとすること。 イ 職業指導員及び生活支援員の総数は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上とすること。 ロ 職業指導員の数は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、1以上とすること。 ハ 生活支援員の数は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、1以上とすること。 (2) サービス管理責任者 指定就労継続支援A型事業所ごとに、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに定める数 イ 利用者の数が60以下 1以上 ロ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。 3 第1項に規定する指定就労継続支援A型事業所の従業者は、専ら当該指定就労継続支援A型事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。 4 第1項第1号の職業指導員又は同号の生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤でなければならない。 5 第1項第2号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。	(1) 職業指導員及び生活支援員（条例第91条第1項第1号及び規則第135条第1項第1号） 職業指導員及び生活支援員については、その員数の総数が、常勤換算方法により、利用者の数を10で除した数以上でなければならないものであり、この場合、職業指導員及び生活支援員のそれぞれについて、最低1人以上配置することが必要である。 また、職業指導員及び生活支援員のうち、いずれか1人以上は常勤でなければならない。 なお、職業指導員及び生活支援員の員数は、雇用関係の有無を問わず、利用者たる障害者の人数に基づき算定すること。 (2) サービス管理責任者（条例第91条第1項第2号及び規則第135条第1項第2号） 指定療養介護及び指定生活介護の場合と同趣旨であるため、第4の1の(4)及び第5の1の(4)を参照されたい。

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
第187条	(準用) 第92条 第27条及び第38条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。		(3) 準用 (条例第92条) 条例第27条については、指定就労継続支援A型に準用されるものであることから、第4の1の(7)の①を参照されたい。
	第3節 設備に関する基準		2 設備に関する基準
第188条	(設備) 第93条 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、次に掲げる設備を設けなければならない。 (1) 訓練・作業室 (2) 相談室 (3) 洗面所 (4) 便所 (5) 多目的室 (6) 前各号に定めるもののほか、運営上必要な設備 2 前項第1号の訓練・作業室は、指定就労継続支援A型の提供に当たって支障がない場合は、設けないことができる。 3 第1項第2号の相談室及び同項第5号の多目的室その他必要な設備については、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。 4 第1項各号に規定する設備は、専ら当該指定就労継続支援A型事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。 5 前各項に定めるもののほか、指定就労継続支援A型事業所の設備の基準は、規則で定める。	(設備) 第136条 条例第93条第1項各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1) 訓練・作業室 次に掲げる基準 イ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。 ロ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。 (2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。 (3) 洗面所 利用者の特性に応じたものとする。 (4) 便所 利用者の特性に応じたものとする。	指定生活介護の場合と同趣旨であるため、第5の2を参照されたい。
	第4節 運営に関する基準		3 運営に関する基準
第189条	(実施主体) 第94条 指定就労継続支援A型事業者が社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人以外の者である場合は、当該指定就労継続支援A型事業者は、専ら同法第2条第1項に規定する社会福祉事業を行う者でなければならない。 2 指定就労継続支援A型事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第44条に規定する子会社以外の者でなければならない。		(1) 実施主体（条例第94条） ① 指定就労継続支援A型を実施する法人は、同一法人内において専ら社会福祉事業を行っているものでなければならないこと。また、指定就労継続支援A型を実施する法人は、障害者の能力や知識を向上させるための訓練を能力や適性等に応じ実施することで、当該指定就労継続支援A型の生産活動収入を増やすよう努めなければならないこと。 ただし、特定非営利活動法人並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
			の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）による改正前の民法第 34 条により設立された法人等であつて、専ら社会福祉事業以外の事業を行っているものについて、知事が当該事業を社会福祉事業に準ずるものとして認めた場合については、専ら社会福祉事業を行っているものとして取り扱って差し支えないこと。 ② 指定就労継続支援 A 型事業者は、特例子会社であつてはならないこと。
第190条		（雇用契約の締結等） 第 137 条 指定就労継続支援 A 型事業者は、指定就労継続支援 A 型の提供に当たっては、利用者と雇用契約を締結しなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、指定就労継続支援 A 型事業者（多機能型により指定就労継続支援 B 型の事業を一体的に行う者を除く。）は、通常の事業所に雇用されることが困難であつて雇用契約に基づく就労が困難である者に対して、雇用契約を締結せずに指定就労継続支援 A 型を提供することができる。	(2) 雇用契約の締結等（規則第 137 条） 指定就労継続支援 A 型の利用者のうち、雇用契約を締結した者については、労働基準法等労働関連法規の適用を受ける労働者に該当するが、雇用契約によらない利用者については労働者に該当することは想定していないことから、これらの作業内容及び作業場所を区分するなど、利用者が提供する役務と工賃との関係が明確になるよう、配慮すること。 なお、利用者の労働者性に関する具体的な考え方については、「就労継続支援事業利用者の労働者性に関する留意事項について」（平成 18 年 10 月 2 日障障発第 1002003 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）を参照されたい。
第191条		（就労） 第 138 条 指定就労継続支援 A 型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、地域の実情、製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。 2 指定就労継続支援 A 型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、作業の能率の向上が図られるよう、利用者の障がいの特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。 3 指定就労継続支援 A 型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。	(3) 就労（規則第 138 条） 指定就労継続支援 A 型は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者に対し就労の機会を提供するとともに、その就労の知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を適切かつ効果的に行うものである。よって、利用者の希望や能力を踏まえ、利用者全員の労働条件を一律に設定するのは、事業趣旨に反するものである。 このため、指定就労継続支援 A 型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の適性、障がい特性等を踏まえ、利用者の希望に応じた労働時間や労働日数等の就労が可能となるよう、暫定支給決定期間におけるアセスメントや、就労継続支援 A 型計画（規則第 144 条に規定する就労継続支援 A 型計画をいう。以下同じ。）作成後の継続的なアセスメントや

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
			モニタリングを通じて適切な支援方法を検討し、就労継続支援Ａ型計画の作成や変更を行った上で、就労の能力の向上を図るための必要な訓練や支援を行わなければならない。 また、作業の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行うためには、利用者の多様な働き方のニーズに対応できるかどうかも重要であることから、指定就労継続支援Ａ型事業者は利用者の多様な働き方を実現するために必要な就業規則等の整備等を行わなければならない。 さらに、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上を図るために、指定就労継続支援Ａ型事業所は当該指定就労継続支援Ａ型事業所の従業者が自らの支援等に必要な知識を身につけ、能力の向上を図るための研修等の受講機会、常に支援等に対して意欲的に臨めるようなキャリアアップの機会を提供し、第三者の評価を踏まえて、支援環境の整備をしなければならない。 加えて、一般就労に必要な知識、能力を有するに至った利用者が一般就労を希望する場合には、継続的なアセスメントやモニタリングを通じた適切な支援方法を検討し、利用者の適性や障がい特性等を踏まえ、利用者が一般就労への移行ができるように就労継続支援Ａ型計画の変更を行い、一般就労に向けた必要な訓練や支援を行わなければならない。 なお、就労継続支援Ａ型計画の様式例については、「就労移行支援事業、就労継続支援事業（Ａ型、Ｂ型）における留意事項について」（平成１９年４月２日障障発第０４０２００１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知。以下「就労系留意事項通知」という。）を参考にされたい。
第192条		（賃金及び工賃） 第 139 条 指定就労継続支援Ａ型事業者は、第 137 条第 1 項の規定による利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めなければならない。 2 指定就労継続支援Ａ型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければ	(4) 賃金及び工賃（規則第 139 条） 指定就労継続支援Ａ型事業は、職業指導員や生活支援員等の指定就労継続支援Ａ型事業所に配置すべき従業者による必要な支援を行いながら雇用契約の締結による就労機会を提供し、最低賃金の支払い等の労働基準法等労働関係法規を遵守しつつ、就労の機会を提供する障害福祉サービスである。この事業趣旨を踏まえれば、指定就労継続支援Ａ型事業は、常に生産活動の向上や収入・支出の改善を図り、雇用契約によらない利用者が

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
		ばならない。 3 指定就労継続支援Ａ型事業者は、第 137 条第２項の規定による利用者（以下この条において「雇用契約を締結していない利用者」という。）に対しては、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。 4 指定就労継続支援Ａ型事業者は、雇用契約を締結していない利用者の自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、前項の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努めなければならない。 5 第３項の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる１月当たりの工賃の平均額は、3,000 円を下回ってはならない。 6 賃金及び第３項に規定する工賃の支払いに要する額は、原則として、自立支援給付をもって充ててはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。	いる場合には工賃の支払いも発生することも踏まえ、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。 なお、指定就労継続支援Ａ型事業については、原則として余剰金は発生しないが、将来にわたって安定的に賃金を支給するため又は安定的かつ円滑に就労継続支援Ａ型事業を継続するため、一定の条件の下に工賃変動積立金、設備等整備積立金を積み立てることができる。具体的な取扱い「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」（平成 18 年 10 月 2 日 社援発第 1002001 号厚生労働省社会・援護局長通知）及び「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（平成 28 年 3 月 31 日 雇児発 0331 第 15 号、社援発 0331 第 39 号、老発 0331 第 45 号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）を参照されたい。 また、生産活動に必要な経費には、社会福祉法人会計基準、就労支援事業会計基準で就労支援事業販売原価や就労支援事業販管費といった費用として計上するものが含まれる。 当該指定基準を満たさない場合には、指定就労継続支援Ａ型事業所に経営改善計画書を提出させ、改善が見込まれない場合には、当該基準に違反するものとして、勧告、命令の措置を講じ、指定の取り消しや停止を検討すること。なお、具体的な取扱いは、就労系留意事項通知を参照すること。 雇用契約を締結している利用者については、契約上の賃金を支払うこと。なお、最低賃金の減額の特例許可手続に関しては、「障害者自立支援法の施行に伴う最低賃金の減額の特例許可手続について」（平成 18 年 10 月 2 日 障障発第 1002001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）を参照されたい。 また、雇用契約によらない利用者に対する工賃の支払については、生産活動に係る事業の収入から、上記雇用契約を締結している者に対する賃金も含め、生産活動に必要な経費を控除し

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
			た額に相当する金額を支払うこと。 さらに、雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる一月あたりの工賃の平均額は、3,000 円を下回ってはならないこと。 ただし、一月あたりの利用者の利用日数が極端に少ない場合については、知事の判断により、当該影響を排除した計算方法により算出した工賃の平均額をもって本規定を適用することが可能であること。 なお、県は、前年度の工賃の平均額が月額 3,000 円を下回る場合、工賃を向上させるための指導を行うこと。 利用者に対する賃金及び工賃の支払いに当たっては、原則として自立支援給付を充ててはならない。 ただし、以下の場合はこの限りでない。 ・激甚災害の指定を受けた地域又は災害救助法適用地域に指定就労継続支援 A 型事業所が所在する場合であって、生産活動収入の減少が見込まれる場合 ・激甚災害の指定や災害救助法適用の要因となった大規模な災害による間接的な影響により生産活動収入の減少したことが明らかであると都道府県、指定都市又は中核市が認めた場合 （例）災害地域に指定就労継続支援 A 型事業所の取引先企業が所在し、生産活動収入が減少した場合 ・経済危機の場合であって厚生労働省が認める場合 ・経営改善計画書を提出した指定就労継続支援 A 事業所の経営改善期間中
第193条		（実習の実施） 第 140 条 指定就労継続支援 A 型事業者は、利用者が就労継続支援 A 型計画に基づいて実習することができるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。 2 指定就労継続支援 A 型事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に対する意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。	(5) 実習の実施（規則第 140 条） 指定就労移行支援の場合と同趣旨であるため、第 10 の 3 の (3) を参照されたい。

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
第194条		（求職活動の支援等の実施） 第 141 条 指定就労継続支援 A 型事業者は、公共職業安定所での求職の申込みその他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。 2 指定就労継続支援 A 型事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に関する意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。	(6) 求職活動の支援等の実施（規則第 141 条） 指定就労移行支援の場合と同趣旨であるため、第 10 の 3 の (4) を参照されたい。 なお、在宅で就労する者については、職業指導員等による訪問、利用者の通所又は電話・パソコン等の I C T 機器の活用により、評価等を 1 週間に付き 1 回は実施する等により適切な支援を行うこと。
第195条		（職場への定着のための支援等の実施） 第 142 条 指定就労継続支援 A 型事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から 6 月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。 2 指定就労継続支援 A 型事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。	(7) 職場への定着のための支援等の実施（規則第 142 条） 指定生活介護の場合と同趣旨であるため、第 5 の 3 の (4) の 2 を参されたい。
第196条		（利用者及び従業者以外の者の雇用） 第 143 条 指定就労継続支援 A 型事業者は、利用者及び従業者以外の者を指定就労継続支援 A 型の事業に従事する作業員として雇用する場合は、次の各号に掲げる利用定員の区分に応じ、当該各号に定める数を超えて雇用してはならない。 (1) 利用定員が 10 人以上 20 人以下 利用定員に 100 分の 50 を乗じて得た数 (2) 利用定員が 21 人以上 30 人以下 10 又は利用定員に 100 分の 40 を乗じて得た数のいずれか多い数 (3) 利用定員が 31 人以上 12 又は利用定員に 100 分の 30 を乗じて得た数のいずれか多い数	(8) 利用者及び従業者以外の者の雇用（規則第 143 条） 就労継続支援 A 型事業者は、利用者以外に、就労の機会の提供として行われる指定就労継続支援 A 型に従事する障害者以外の職員（条例第 91 条及び規則第 135 条により必要とされる従業者は含まない。）を、利用定員（雇用契約によらない利用者に係る利用定員を含む。）の規模に応じた数を上限として雇用することができることを定めたものである。 なお、就労継続支援 A 型事業において就労の機会の提供として行われる事業は、利用者のために行われるものであることにかんがみ、障害者以外の者の雇用に当たっては、当該雇用により利用者の賃金や工賃の低下を招くことがないよう、その人数等について、十分に配慮すること。
第196条 の 2		（運営規程） 第 143 条の 2 条例第 95 条において準用する条例第 41 条の規	(9) 運営規程（規則第 143 条の 2） 指定就労継続支援 A 型事業所の適正な運営及び利用者に対

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
		則で定める重要事項は、次のとおりとする。 (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) 営業日及び営業時間 (4) 利用定員 (5) 指定就労継続支援Ａ型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額 (6) 指定就労継続支援Ａ型の内容（生産活動に係るものに限る。）、賃金及び第139条第３項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間 (7) 指定就労継続支援Ａ型事業所が通常時にサービスを提供する地域 (8) サービスの利用に当たっての留意事項 (9) 緊急時等における対応方法 (10) 非常災害対策 (11) 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には、当該障がいの種類 (12) 虐待の防止のための措置に関する事項 (13) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項	する適切な指定就労継続支援Ａ型の提供を確保するため、規則第143条の２第１号から第13号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定就労継続支援Ａ型事業所ごとに義務付けたものであるが、特に次の点に留意するものとする。 ① 利用定員（第４号） 利用定員は、指定就労継続支援Ａ型事業所において同時に指定就労継続支援Ａ型の提供を受けることができる利用者の数の上限をいうものであること。なお、複数の指定就労継続支援Ａ型の単位が設置されている場合にあっては、当該指定就労継続支援Ａ型の単位ごとに利用定員を定める必要があること。 ② 指定就労継続支援Ａ型の内容（生産活動に係るものに限る。）、賃金及び第139条第３項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間（第６号） 指定就労継続支援Ａ型事業において実施する主な生産活動の内容、生産活動に係る労働時間又は作業時間を明記すること。また、生産活動により利用者に支払う賃金及び工賃の月給、日給又は時間給を明記すること。なお、労働時間及び賃金の月給、日給又は時間給は、就業規則と同様の記載とすることができる。 ③ 指定就労継続支援Ａ型事業所が通常時にサービスを提供する地域（第７号） 指定就労継続支援Ａ型事業所が通常時にサービスを提供する地域は客観的にその区域が特定されるものとする。なお、指定就労継続支援Ａ型事業所が通常時にサービスを提供する地域は、利用申込みに係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を超えてサービスが行われることを妨げるものではないこと。 また、指定就労継続支援Ａ型事業は、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供だけでなく、利用者の知識や能力向上のための必要な訓練を行うとともに、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援すること

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
			が求められるため、指定就労継続支援Ａ型事業所へは利用者が自ら通うことを基本としている。ただし、公共交通機関を利用して当該指定就労継続支援Ａ型事業所まで通勤することが困難である利用者や障がいの程度等により自ら通所することが困難な利用者に対しては、円滑な指定就労継続支援Ａ型の利用が図られるよう、指定就労継続支援Ａ型事業所が送迎を実施するなどの配慮を行うことも検討すること。
第196条 の３		（厚生労働大臣が定める事項の評価等） 第 143 条の３ 指定就労継続支援Ａ型事業者は、指定就労継続支援Ａ型事業所ごとに、おおむね１年に１回以上、利用者の労働時間その他の当該指定就労継続支援Ａ型事業所の運営状況に関し必要な事項として省令第 196 条の３に規定する厚生労働大臣が定める事項について、同条に規定する厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。	（10）厚生労働大臣が定める事項の評価等（規則第 143 条の３） 指定就労継続支援Ａ型事業者は、就労継続支援Ａ型の利用を希望する者が個々のニーズに応じた良質なサービスを選択出来るよう、指定就労継続支援Ａ型事業所ごとに運営状況の評価し、１年に１回以上、評価結果をインターネットの利用その他の方法により公表すること。なお、公表に当たっては、情報のアクセシビリティにも留意し、視覚障害や知的障害等障害特性に配慮した対応を併せて実施されることが望ましい。 公表の時期については、原則毎年度４月中とする。公表方法については、障害福祉サービス等情報検索ウェブサイトにおける公表とするが、これに加え、指定就労継続支援事業所のホームページ等による公表についても可能な限り実施すること。 評価項目及び評価方法については、厚生労働大臣が定める事項及び評価方法（令和３年厚生労働省告示第 88 号）を参照すること。
第197条	（準用） 第95条 第10条、第11条、第15条の２から第18条の２まで、第29条、第31条、第34条及び第42条の規定は、指定就労継続支援Ａ型の事業について準用する。この場合において、第29条第１項中「療養介護計画（指定療養介護）」とあるのは、「就労継続支援Ａ型計画（指定就労継続支援Ａ型）」と読み替えるものとする。	（準用） 第 144 条 第 5 条から第 12 条まで、第 14 条、第 15 条、第 17 条、第 18 条、第 21 条、第 26 条の２、第 27 条の２から第 32 条まで、第 46 条から第 48 条まで、第 54 条、第 56 条、第 57 条、第 59 条、第 60 条、第 69 条から第 71 条まで、第 72 条の２から第 74 条まで、第 114 条、第 115 条及び第 133 条の２の規定は、指定就労継続支援Ａ型の事業について準用する。この場合において、第 5 条第 1 項中「次の」とあるのは「第 144 条において準用する第 73 条に規定する協力医療機関のほか次の」と、同項第 1 号中「第 14 条」とあるのは「第 95 条において準用する条例第 41 条」と、第 10 条第 1 項中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、同条第 2	（11）準用（条例第 95 条及び規則第 144 条） ① 条例第 10 条、第 11 条、第 15 条の２から第 18 条の２まで、第 29 条、第 31 条、第 34 条、第 41 条及び第 42 条並びに規則第 5 条から第 12 条まで、第 14 条、第 15 条、第 17 条、第 18 条、第 21 条、第 26 条の２、第 27 条の２から第 32 条まで、第 46 条から第 48 条まで、第 54 条、第 56 条、第 57 条、第 59 条、第 60 条、第 63 条、第 69 条から第 71 条まで、第 73 条、第 74 条、第 114 条及び第 115 条及び第 133 条の２の規定は、就労継続支援Ａ型の事業に準用されることから、第 3 の 3 の(1)、(4)から(7)まで、(9)、(10)、(12)、(13)、(17)、(22)の２及び(25)から(31)まで並びに第 4 の 3 の(6)から(9)まで、(15)、(17)、(19)及び(21)から(23)まで並び

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
		項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第 15 条第 2 項ただし書中「次条第 1 項」とあるのは「第 144 条において準用する第 114 条第 1 項」と、第 18 条第 1 項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第 2 項中「第 16 条第 2 項」とあるのは「第 144 条において準用する第 114 条第 2 項」と、第 46 条及び第 60 条第 1 号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援 A 型計画」と、同条第 2 号中「第 42 条第 1 項」とあるのは「第 144 条において準用する第 14 条第 1 項」と、同条第 3 号中「第 53 条」とあるのは「第 144 条において準用する第 71 条」と、同条第 5 号及び第 6 号中「次条」とあるのは「第 144 条」と、第 71 条第 2 号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第 74 条第 1 号中「条例」とあるのは「条例第 95 条において準用する条例」と読み替えるものとする。	に第 5 の 3 の (5) から (7) まで、(9) 及び (10) 並びに第 8 の 3 の (1) 及び (2) 並びに第 10 の 3 の (1)、(7) 及び (8) を参照されたい。この場合において第 8 の 3 の (2) の ② の「2 以上の生活支援員」とあるのは、「2 以上の職業指導員及び生活支援員」と、「常時 1 人以上の常勤の生活支援員」とあるのは、「常時 1 人以上の常勤の職業指導員又は生活支援員」とそれぞれ読み替えるものとする。 ② 規則第 144 条の規定により準用される第 6 条については、第 5 の 3 の (11) の ② のとおり取り扱うものとする。 ③ 同条の規定により準用される第 57 条については、第 5 の 3 の (11) の ③ のとおり取り扱うものとする。
	第12章 就労継続支援B型	第12章 就労継続支援B型	第 12 就労継続支援B型
	第 1 節 基本方針	第 1 節 指定就労継続支援 B 型	
第198条	第96条 就労継続支援 B 型に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援 B 型」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、通常の事業所に雇用されることが困難であって雇用契約に基づく就労が困難である者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。		
	第 2 節 人員に関する基準		1 人員に関する基準
第199条	（準用） 第97条 第27条、第38条及び第91条の規定は、指定就労継続支援 B 型の事業について準用する。		条例第 27 条、第 91 条及び規則第 135 条については、指定就労継続支援 B 型に準用されるものであることから、第 4 の 1 の (7) の ①並びに第 11 の 1 の (1) 及び (2) を参照されたい。
	第 3 節 設備に関する基準		2 設備に関する基準
第200条	（準用） 第98条 第93条の規定は、指定就労継続支援 B 型の事業について準用する。		指定生活介護の場合と同趣旨であるため、第 5 の 2 を参照されたい。
	第 4 節 運営に関する基準		3 運営に関する基準

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
第201条		(工賃の支払等) 第 145 条 指定就労継続支援 B 型の事業を行う者（以下「指定就労継続支援 B 型事業者」という。）は、利用者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。 2 前項の規定により利用者それぞれに対し支払われる 1 月当たりの工賃の平均額（第 4 項において「工賃の平均額」という。）は、3,000 円を下回ってはならない。 3 指定就労継続支援 B 型事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。 4 指定就労継続支援 B 型事業者は、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、県に報告しなければならない。	(1) 工賃の支払等（規則第 145 条） 利用者それぞれに対し支払われる一月あたりの工賃の平均額は、3,000 円を下回ってはならないこと。 ただし、一月あたりの利用者の利用日数が極端に少ない場合については、知事の判断により、当該影響を排除した計算方法により算出した工賃の平均額をもって本規定を適用することが可能であること。 なお、県は、前年度の工賃の平均額が月額 3,000 円を下回る場合、工賃を向上させるための指導を行うこと。 また、指定就労継続支援 B 型事業者は、毎年度、当該年度における目標工賃と、前年度における工賃実績を利用者に通知するとともに、県に届け出なければならないこと。 なお、具体的な届出方法については「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A 型、B 型）における留意事項について」（平成 19 年 4 月 2 日障障発第 0402001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）を参照されたい。
第202条	(準用) 第99条 第10条、第11条、第15条の2から第18条の2まで、第29条、第31条、第34条、第41条及び第42条の規定は、指定就労継続支援 B 型の事業について準用する。この場合において、第29条第 1 項中「療養介護計画（指定療養介護）」とあるのは、「就労継続支援 B 型計画（指定就労支援 B 型）」と読み替えるものとする。	(準用) 第 146 条 第 5 条から第 12 条まで、第 14 条、第 15 条、第 17 条、第 18 条、第 21 条、第 26 条の 2、第 27 条の 2 から第 32 条まで、第 46 条から第 48 条まで、第 54 条、第 56 条、第 57 条、第 59 条、第 60 条、第 67 条、第 69 条から第 74 条まで、第 114 条、第 115 条、第 133 条の 2、第 139 条第 6 項及び第 140 条から第 142 条までの規定は、指定就労継続支援 B 型の事業について準用する。この場合において、第 5 条第 1 項中「次の」とあるのは「第 146 条において準用する第 73 条に規定する協力医療機関のほか次の」と、同項第 1 号中「第 14 条」とあるのは「第 99 条において準用する条例第 41 条」と、第 10 条第 1 項中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、同条第 2 項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第 15 条第 2 項ただし書中「次条第 1 項」とあるのは「第 146 条において準用する第 114 条第 1 項」と、第 18 条第 1 項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第 2 項中「第 16 条第 2 項」とあるのは「第 146 条において	(2) 準用（条例第 99 条及び規則第 146 条） ① 条例第 10 条、第 11 条、第 15 条の 2 から第 18 条の 2 まで、第 29 条、第 31 条、第 34 条、第 41 条及び第 42 条並びに規則第 5 条から第 12 条まで、第 14 条、第 15 条、第 17 条、第 18 条、第 21 条、第 26 条の 2、第 27 条の 2 から第 32 条まで、第 46 条から第 48 条まで、第 54 条、第 56 条、第 57 条、第 59 条、第 60 条、第 63 条、第 67 条、第 69 条から第 74 条まで、第 114 条、第 115 条、第 133 条の 2、第 139 条第 6 項及び第 140 条から第 142 条までの規定は、指定就労継続支援 B 型の事業に準用されることから、第 3 の 3 の (1)、(4) から (7) まで、(9)、(10)、(12)、(13)、(17)、(22) の 2 及び (25) から (31) まで並びに第 4 の 3 の (6) から (9) まで、(15)、(17)、(19) 及び (21) から (23) まで並びに第 5 の 3 の (3) 及び (5) から (10) まで並びに第 8 の 3 の (1) 及び (2) 並びに第 10 の 3 の (1)、(7) 及び (8) 並びに第 11 の 3 の (5) から (7) までを参照されたい。この場合において第 8 の 3 の (2) の ② の「2 以上の生活支援員」とあるのは、「2 以上の職業指導員及び生

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
		準用する第 114 条第 2 項」と、第 46 条及び第 60 条第 1 号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援 B 型計画」と、同条第 2 号中「第 42 条第 1 項」とあるのは「第 146 条において準用する第 14 条第 1 項」と、同条第 3 号中「第 53 条」とあるのは「第 146 条において準用する第 71 条」と、同条第 5 号及び第 6 号中「次条」とあるのは「第 146 条」と、第 71 条第 2 号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第 74 条第 1 号中「条例」とあるのは「条例第 99 条において準用する条例」と、第 139 条第 6 項中「賃金及び第 3 項に規定する工賃」とあるのは「第 145 条第 1 項の工賃」と、第 140 条第 1 項中「就労継続支援 A 型計画」とあるのは「就労継続支援 B 型計画」と読み替えるものとする。	活支援員」と、「常時 1 人以上の常勤の生活支援員」とあるのは、「常時 1 人以上の常勤の職業指導員又は生活支援員」とそれぞれ読み替えるものとする。 ② 規則第 146 条の規定により準用される第 6 条については、第 5 の 3 の (11) の②のとおり取り扱うものとする。 ③ 同条の規定により準用される第 57 条については、第 5 の 3 の (11) の③のとおり取り扱うものとする。
	第 5 節 基準該当障害福祉サービスに関する基準	第 2 節 基準該当就労継続支援 B 型	4 基準該当障害福祉サービスに関する基準
第 203 条	(実施主体等) 第 100 条 就労継続支援 B 型に係る基準該当障害福祉サービス（第 110 条に規定する特定基準該当就労継続支援 B 型を除く。以下「基準該当就労継続支援 B 型」という。）の事業を行う者（以下「基準該当就労継続支援 B 型事業者」という。）は、社会福祉法第 2 条第 2 項第 7 号に掲げる授産施設又は生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 38 条第 1 項第 4 号に掲げる授産施設を営業者でなければならない。 2 基準該当就労継続支援 B 型事業者は、基準該当就労継続支援 B 型の事業を行う事業所（以下「基準該当就労継続支援 B 型事業所」という。）ごとに、山形県保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年 12 月県条例第 67 号）第 21 条に掲げる職員のうちから 1 人以上の者をサービス管理責任者としなければならない。 3 基準該当就労継続支援 B 型事業所は、山形県保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例に規定する授産施設として必要とされる設備を備えなければならない。		
第 204 条	(運営規程) 第 101 条 基準該当就労継続支援 B 型事業者は、基準該当就労継続	(運営規程) 第 147 条 条例第 101 条の規則で定める重要事項は、次のとお	(1) 運営規程（条例第 101 条及び規則第 147 条） 基準該当就労継続支援 B 型の利用定員については、運営規程

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
	支援B型事業所ごとに、事業の運営について規則で定める重要事項に関し運営規程を定めなければならない。	りとする。 (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) 営業日及び営業時間 (4) 基準該当就労継続支援B型の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額 (5) サービスの利用に当たっての留意事項 (6) 緊急時等における対応方法 (7) 非常災害対策 (8) 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には、当該障がいの種類 (9) 虐待の防止のための措置に関する事項 (10) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項	において定める必要がないこと。
第205条		(工賃の支払) 第 148 条 基準該当就労継続支援B型事業者は、利用者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。 2 基準該当就労継続支援B型事業者は、利用者の自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。	
第206条	(準用) 第102条 第10条、第11条、第15条の2から第18条の2まで、第27条、第29条、第31条、第34条、第42条及び第96条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第29条第1項中「療養介護計画（指定療養介護）」とあるのは、「基準該当就労継続支援B型計画（基準該当就労継続支援B型）」と読み替えるものとする。	(準用) 第149条 第5条から第7条まで、第9条から第12条まで、第14条、第15条、第18条（第1項を除く。）、第21条、第26条の2、第27条の2から第32条まで、第46条から第48条まで、第56条、第59条、第60条、第67条、第70条、第71条、第72条の2から第74条までに、第114条（第1項を除く。）、第115条、第133条の2、第139条第6項及び第140条から第142条までの規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第5条第1項中「次の」とあるのは「第149条において準用する第73条に規定する協力医療機関のほか次の」と、同項第1号中「第14条」とあるのは「第101条」と、第10条第1項中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例	(2) 準用（条例第102条及び規則第149条） ① 条例第10条、第11条、第15条の2から第18条の2まで、第27条、第29条、第31条、第34条、第42条及び第96条並びに規則第5条から第7条まで、第9条から第12条まで、第14条、第15条、第18条（第1項を除く。）、第21条、第26条の2、第27条の2から第32条まで、第46条から第48条まで、第56条、第59条、第60条、第67条、第70条、第71条、第73条、第74条、第114条（第1項を除く。）、第115条、第133条の2、第139条第6項及び第140条から第142条までの規定は、基準該当就労継続支援B型の事業に準用されることから、第3の3の(1)、(4)、(6)、(7)、(9)、(10)、(13)（①を除く。）、(17)、(22)の2及び(25)から(31)

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
		訓練等給付費」と、同条第2項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第15条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第149条において準用する第114条第2項及び第3項」と、第18条第1項中「介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、同条第2項中「第16条第2項」とあるのは「第149条において準用する第114条第2項」と、第46条及び第60条第1号中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、同条第2号中「第42条第1項」とあるのは「第149条において準用する第14条第1項」と、同条第3号中「第53条」とあるのは「第149条において準用する第71条」と、同条第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第149条」と、第71条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第74条第1号中「第41条」とあるのは「第101条」と、第139条第6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」とあるのは「第148条第1項の工賃」と、第140条第1項中「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。	まで並びに第4の1の(7)、3の(6)から(9)まで、(17)、(19)及び(21)から(23)まで並びに第5の3の(3)、(6)、(7)、(9)及び(10)並びに第8の3の(1)(第3の3の(11)の①を除く。)及び(2)並びに第10の3の(1)、(5)及び(7)並びに第11の3の(5)から(7)までを参照されたい。 ② 規則第149条の規定により準用される第6条については、第5の3の(11)の②のとおり取り扱うものとする。
	第12章の2 就労定着支援	第12章の2 就労定着支援	第12の2 就労定着支援
	第1節 基本方針		
第206条 の2	第102条の2 就労定着支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労定着支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労に向けた支援として障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（以下この条において「施行規則」という。）第6条の10の2に規定するものを受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者に対して、施行規則第6条の10の3に規定する期間にわたり、当該通常の事業所での就労の継続を図るために必要な当該通常の事業所の事業主、障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の者との連絡調整その他の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。		
	第2節 人員に関する基準		1 人員に関する基準
第206条 の3	（従業者） 第102条の3 指定就労定着支援の事業を行う者（以下「指定就労	（従業者） 第149条の2 条例第102条の3第1項各号に掲げる従業者の員	(1) 就労定着支援員（規則第149条の2第1項） 就労定着支援員については、その員数の総数が、常勤換算方

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
		イ 利用者の数が 60 以下 1 以上 ロ 利用者の数が 61 以上 1 に、利用者の数が 60 を超えて 40 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。 3 第 1 項に規定する指定就労定着支援事業所の従業者は、専ら当該指定就労定着支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。 4 第 1 項第 2 号のサービス管理責任者のうち、1 人以上は、常勤でなければならない。	
第206条 の 4	(準用) 第102条の 4 第27条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。		(3) 準用（条例第 102 条の 4） 条例第 27 条については、指定就労定着支援に準用されるものであることから、第 4 の 1 の (7) の①を参照されたい。
	第 3 節 設備に関する基準		2 設備に関する基準（条例第 102 条の 5）
第206条 の 5	第102条の 5 指定就労定着支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を設けるほか、指定就労定着支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。		(1) 事務室 指定就労定着支援事業所には、事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが、間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。 なお、この場合に、区分がされていなくても業務に支障がないときは、指定就労定着支援の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとする。 (2) 受付等のスペースの確保 事務室又は指定就労定着支援の事業を行うための区画については、利用申込みの受付、相談、計画作成会議等に対応するのに適切なスペースを確保するものとし、相談のためのスペース等は利用者が直接出入りできるなど利用しやすい構造とする。 (3) 設備及び備品等 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援に必要な設備及び備品等を確保するものとする。ただし、他の事業所、施設

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
			等と同一敷地内にある場合であって、指定就労定着支援の事業又は当該他の事業所、施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた備品及び設備等を使用することができるものとする。 なお、事務室又は区画、設備及び備品等については、必ずしも事業者が所有している必要はなく、貸与を受けているものであっても差し支えない。
	第4節 運営に関する基準		3 運営に関する基準
第206条 の6		(サービス管理責任者の責務) 第149条の3 サービス管理責任者は、第149条の8において準用する第46条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。 (1) 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定就労定着支援事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。 (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を継続して営むことができるよう必要な支援を行うこと。 (3) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。 2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。	(1) サービス管理責任者の責務（規則第149条の3） ① サービス管理責任者は、就労定着支援計画の作成のほか、次の業務を担うものである。 ア 利用申込みに際し、当該利用者に係る他の障害福祉サービス等の提供状況の把握を行うこと イ 利用者の心身の状況、その置かれている環境等を十分に踏まえ、関係機関等と連携を図り、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を継続的に営むことができるように必要な支援を行うこと ウ 他の従業者に対して、指定就労定着支援の提供に係る技術的な指導及び助言を行うこと ② 規則第149条の3第2項については、指定療養介護と同旨であるため、第四の3の(8)の②を参照されたい。
第206条 の7	(実施主体) 第102条の6 指定就労定着支援事業者は、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年間に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの又は障害者の雇用の促進等に関する法律第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターでなければならない。		(2) 実施主体（条例第102条の6） 指定就労定着支援事業者は、生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの又は障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第1項の規定に基づく都道府県知事の指定を受けた者）でなければならない。就労定着支援の事業者指定は事業所単位で実施することとなる。 また、生活介護事業所等の事業運営が3年に満たない場合で

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
			あっても、生活介護事業所等の利用を経て通常の事業所に雇用された者が3人以上いる場合には、指定就労定着支援の実施主体としての要件を満たすこととする。 なお、当該指定は次期更新の際まで有効なものであり、就労定着支援の指定を受けた後、毎年この要件を満たすことが必要となるものではなく、指定の更新の際に、当該就労定着支援事業所が指定基準を満たしているかどうかを確認することになる。
第206条 の8		(職場への定着のための支援等の実施) 第149条の4 指定就労定着支援事業者は、利用者の職場への定着及び就労の継続を図るため、新たに障害者を雇用した通常の事業所の事業主、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整及び連携を行うとともに、利用者やその家族等に対して、当該雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を提供しなければならない。	(3) 職場への定着のための支援の実施（規則第149条の4） ① 指定就労定着支援の実施にあたっては、利用者の就労の継続を図るため、利用者を雇用する事業主、指定障害福祉サービス事業者や医療機関等との支援機関と連絡調整及び連携を行うこととしている。指定就労定着支援事業者は、利用者に関わる他の支援機関を主体的に把握して適宜情報共有し、就労継続に向けた支援について方向性の摺り合わせや役割分担を行うなど、地域における支援機関間のネットワークを構築して支援を行うことが望ましい。 なお、支援について方向性の確認や役割分担を行うためには、利用者の意向や他の支援機関の助言等を十分踏まえる必要があり、そのためには利用者を中心として、他の支援機関等を招いたケース会議を行うことが望ましい。その際、他の支援機関との利用者の個人情報等の共有等にあたっては、予め書面にて利用者の同意を得るなどの適切な手続きを経ることに留意すること。 また、指定就労定着支援の支給決定期間は最大3年間となるが、指定就労定着支援事業所自らの判断により、支給決定期間終了後も本人の希望に応じて支援を継続することを妨げるものではない。ただし、支援を終了する場合においては、本人の希望や状況、事業主の状況等に応じて同様の支援を継続する必要がある場合は利用者や事業主と十分に調整した上で、障害者就業・生活支援センターや地方自治体が設置する就労支援機関等（以下「障害者就業・生活支援センター等」という。）に対して、当該利用者等の

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
		2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、1月に1回以上、当該利用者との対面又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法により行うとともに、1月に1回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。	状況や支援継続の必要性等を丁寧に説明、情報共有を図るなど、適切に引き継ぐこと。この場合には、引き継ぎ後の障害者就業・生活支援センター等の支援に支障がないように支援継続の必要性は精査し、支援期間終了後に支援継続の必要性に関わらず一律に引き継ぐといったことがないようにするとともに、支援終了の少なくとも3月以上前には、本人や事業主の状況等に応じて障害者就業・生活支援センター等の支援機関に利用者の支援に必要な情報を本人の了解の下で伝達する。さらに、支援終了後においても事業主や支援機関から障害者の職場定着のための必要な協力が求められた場合には、支援機関と協力して支援を行うよう努めなければならない。 ② 利用者に対する職場への定着のための支援については、利用者との対面又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法による支援を月1回以上行うことを要件としており、本人の状況を把握する中で、職業生活上の課題が生じた場合には、本人に代わって就労定着支援員が課題を解決するだけでなく、本人自らが課題解決のスキルを徐々に習得できるようになることを目的に支援することが必要である。なお、テレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法による支援を行う場合は、双方向コミュニケーションが図れること、利用者の外形的な状態が確認できること、双方向コミュニケーションにおいてリアルタイムに対応できること、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮を行うことに留意した方法で支援を行うこと。また、厚生労働省「福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン」等に対応していること。 利用者の職場での状況を把握するため、月1回以上の当該利用者の職場に訪問することを努力義務としている。利用者の中には、障害を開示せずに就職する場合があります。就労定着支援員が事業主に接触できない場合もあることから、努力義務としたところである。しかしながら、就労定着支援においては、職場の状況を把握することを通じ、必

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
			要に応じ、利用者を雇用する事業主に対して障害特性について理解を促すなどの支援を実施することも求められるため、障害非開示での就職のような、特段の合理的な理由がある場合を除いては、月 1 回以上の事業主の訪問による当該利用者の職場の状況の把握を可能な限り行うことが求められる。なお、指定就労定着支援事業者が、指定就労定着支援を行った日の属する月において、利用者等に対し、当該月における当該利用者に対する支援の内容を記載した報告書の提供を 1 回以上行わなかった場合には、当該利用者に対する当該月の就労定着支援の基本報酬は算定できないこととなるので留意すること。 ③ 就労定着支援は、支援期間終了後を見据え、支援終了時点において特段の支援がなくても就労定着が実現できる状態を目指しているものであるが、仮に、支援期間が終了するまでに解決しがたい具体的な課題が見込まれ、引き続き一定期間にわたる支援が必要な場合には、当該支援の必要性について十分に精査し、対象となる利用者（以下、第十三において「要支援者」という。）と調整した上で、要支援者の雇用先企業のほか、障害者就業・生活支援センターや地方自治体が設置する就労支援や生活面の支援等を行う関係機関（以下、第十三において「関係機関等」という。）に対し、支援終了後の継続的な支援を依頼するとともに、適切な引継を行うこと。特に関係機関等に対しては、支援終了後の継続的な支援の必要性を精査せず、支援期間が終了したことをもって一律に引継ぐといったことがないようにするとともに、引継ぎ先の業務に支障がないよう、支援終了の少なくとも 3 月以上前には、関係機関等に対して当該要支援者等の状況や具体的な課題等支援に必要な情報を本人の了解の下で伝達すること。
第206条 の 9		（サービス利用中に離職する者への支援） 第 149 条の 5 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援の提供期間中に雇用された通常の事業所を離職する利用者であつて、当該離職後も他の通常の事業所への就職等を希望するもの	（4） サービス利用中に離職する者への支援（規則第 149 条の 5） 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援の提供期間中に利用者が雇用された通常の事業所を離職する場合には、離職後も他の通常の事業所への就職等を希望するものに対し、指定

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
		に対し、指定特定相談支援事業者その他の関係者と連携し、他の指定障害福祉サービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。	特定相談支援事業者やその他の支援機関等と連携し、他の指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整や必要な支援を行わなければならないこと。
第206条 の10	(運営規程) 第102条の7 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、事業の運営について規則で定める重要事項に関し運営規程を定めておかなければならない。	(運営規程) 第149条の6 条例第102条の7の規則で定める重要事項は、次のとおりとする。 (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) 営業日及び営業時間 (4) 指定就労定着支援の提供方法及び内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額 (5) 通常の事業の実施地域 (6) 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には、当該障がいの種類 (7) 虐待の防止のための措置に関する事項	(5) 運営規程（規則第149条の6） 指定就労定着支援事業所の適正な運営及び利用者に対する適切な指定就労定着支援の提供を確保するため、規則第149条の6第1号から第8号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定就労定着支援事業所ごとに義務付けたものであるが、特に次の点に留意するものとする。 ① 通常の事業の実施地域（第5号） 通常の事業の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものとする。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込みに係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではないものであること。 ② 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類（第6号） 指定就労定着支援事業者は、障害の種類にかかわらず利用者を受け入れることを基本とするが、サービスの専門性を確保するためやむを得ないと認められる場合においては、事業の主たる対象とする障害の種類を特定して事業を実施することも可能であること。 ③ 虐待の防止のための措置に関する事項(第7号) 虐待の防止のための措置については、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23年法律第79号）において、障害者虐待を未然に防止するための対策及び虐待が発生した場合の対応について規定しているところであるが、より実効性を担保する観点から、指定就労定着支援事業者は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な措置について、あらかじめ運営規程に定めることとしたものである。

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
		(8) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項	具体的には、 ア 虐待の防止に関する担当者の選定 イ 成年後見制度の利用支援 ウ 苦情解決体制の整備 エ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施(研修方法や研修計画など)等を指すものであること。 ④ その他運営に関する重要事項(第8号) 指定就労定着支援事業所が市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられている場合は、その旨を明記すること。 加えて、要支援者の支援終了後の適切な引き継ぎのための体制の構築に関し、要支援者情報の共有に係る責任者の専任や指針の策定についても明記すること。
第206条 の11	(記録の整備) 第102条の8 指定就労定着支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。 2 指定就労定着支援事業者は、介護給付費等の請求に関する記録その他利用者に対する指定就労定着支援の提供に関する規則で定める記録を整備し、当該指定就労定着支援を提供した日から5年間保存しなければならない。	(記録) 第149条の7 条例第102条の8第2項の規則で定める記録は、次のとおりとする。 (1) 次条において準用する第14条第1項の規定による提供した指定就労定着支援に係る必要な記録事項 (2) 就労定着支援計画 (3) 次条において準用する第22条の規定による市町村への通知に係る記録 (4) 次条において準用する第30条第1項の規定による苦情の内容等の記録 (5) 次条において準用する第31条第1項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	(6) 記録の整備(条例第102条の8) 指定就労定着支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計等に関する諸記録を文書により整備しておく必要があること。なお、規則第149条の7により、指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援の提供に関する諸記録のうち、少なくとも次に掲げる記録については、当該就労定着支援を提供した日から、少なくとも5年以上保存しておかなければならないとしたものである。 また、就労定着支援事業者は、利用者の他の支援機関の利用状況を把握した場合や、他の支援機関と情報共有した場合は、これらの利用状況や連携状況をケース記録等に整備することが必要である。 (ア) 指定就労定着支援に関する記録 ア 条例第102条の9及び規則第149条の8において準用する規則第14条第1項に規定する提供した指定就労定着支援に係る必要な記録事項(支援終了後の雇用先企業及び関係機関等との要支援者情報の共有の状況に係る記録を含む。) イ 条例第102条の9及び規則第149条の8において読

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
			み替えて準用する規則第 46 条第 1 項に規定する就労定着支援計画 ウ 条例第 102 条の 9 及び規則第 149 条の 8 において準用する規則第 30 条第 1 項に規定する苦情の内容等の記録 エ 条例第 35 条及び規則第 61 条において準用する規則第 31 条第 1 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (イ) 条例第 102 条の 9 及び規則第 149 条の 8 において準用する規則第 22 条に規定する市町村への通知に係る記録
第206条 の12	(準用) 第102条の 9 第10条、第11条、第15条、第16条から第18条の 2 まで及び第29条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第29条第 1 項中「療養介護計画（指定療養介護に係る個別支援計画をいう。）」とあるのは、「就労定着支援計画」と読み替えるものとする。	(準用) 第 149 条の 8 第 5 条から第 18 条まで、第 22 条、第 26 条から第 27 条まで、第 28 条から第 32 条まで、第 46 条、第 48 条及び第 54 条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第 5 条第 1 項第 1 号中「第 14 条」とあるのは「第 149 条の 6」と、第 15 条第 2 項中「次条第 1 項」とあるのは「第 149 条の 8 において準用する次条第 1 項」と、第 18 条第 2 項中「第 16 条第 2 項」とあるのは「第 149 条の 8 において準用する第 16 条第 2 項」と、第 46 条中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と読み替えるものとする。	(7) 準用（条例第 102 条の 9 及び規則第 149 条の 8） 条例第 10 条、第 11 条、第 15 条から第 18 条まで及び第 29 条並びに規則第 5 条から第 18 条まで、第 22 条、第 26 条から第 32 条まで、第 46 条、第 48 条及び第 54 条の規定は、指定就労定着支援の事業に準用されることから、第三の 3 の（1）から（13）まで、（18）、（22）から（28）まで並びに第四の 3 の（6）、（7）（（7）の②中「6 月に 1 回以上」とあるのは、「3 月に 1 回以上」とする。）、（9）及び（15）並びに第 10 の 3 の（1）を参照されたい。
	第12章の 3 自立生活援助	第 12 章の 3 自立生活援助	第 12 の 3 自立生活援助
	第 1 節 基本方針		
第206条 の13	第102条の10 自立生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等により、当該利用者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障がいの特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行われるものでなければならない。		
	第 2 節 人員に関する基準		1 人員に関する基準

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
第206条 の14	(従業者) 第102条の11 指定自立生活援助の事業を行う者（以下「指定自立生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定自立生活援助事業所」という。）ごとに、次に掲げる従業者を置かなければならない。 (1) 地域生活支援員 (2) サービス管理責任者 2 前項に定めるもののほか、指定自立生活援助事業所の従業者の基準は、規則で定める。 3 指定自立生活援助事業者が指定地域移行支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号。以下「指定地域相談支援基準」という。）第2条第3項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。）に係る指定事業者の指定を受け、かつ、指定自立生活援助の事業及び指定地域移行支援（指定地域相談支援基準第1条第11号に規定する指定地域移行支援をいう。）の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定地域相談支援基準第3条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第1項（第2号に係るものに限る。）に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 4 指定自立生活援助事業者が指定地域定着支援事業者（指定地域相談支援基準第39条第3項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。）に係る指定事業者の指定を受け、かつ、指定自立生活援助の事業及び指定地域定着支援（指定地域相談支援基準第1条第12号に規定する指定地域定着支援をいう。）の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定地域相談支援基準第40条において準用する指定地域相談支援基準第3条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第1項（第2号に係るものに限る。）に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	(従業者) 第149条の9 条例第102条の11第1項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1) 地域生活支援員 指定自立生活援助事業所ごとに、1以上 (2) サービス管理責任者 指定自立生活援助事業所ごとに、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める数 イ サービス管理責任者が常勤である場合 次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに定める数 (イ) 利用者の数が60以下 1以上 (ロ) 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて60又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 ロ イ以外の場合 次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに定める数 (イ) 利用者の数が30以下 1以上 (ロ) 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 2 前項第1号の地域生活支援員の員数の基準は、利用者の数が	(1) 地域生活支援員（条例第102条の11第1項第1号及び規則第149条の9項第1項） 基準第206条の14第1項第1号は、指定自立生活援助事業者が、事業所ごとに必ず1人以上の地域生活支援員を置くことを定めたものである。指定自立生活援助事業所における地域生活支援員については、常勤換算方法により、必要な員数の配置が求められるものではないが、地域生活支援員としての業務を適切に遂行する観点から、必要な勤務時間が確保されている必要があること。 なお、当該地域生活支援員の配置は、利用者の数が25人に対して1人を標準とするものであり、利用者の数が25人又はその端数を増すごとに増員することが望ましい。 (2) サービス管理責任者（規則第149条の9第1項第2号） 指定自立生活援助事業所におけるサービス管理責任者については、常勤換算方法により、必要な員数の配置が求められるものではないが、サービス管理責任者としての業務を適切に遂行する観点から、必要な勤務時間が確保されている必要があること。 ただし、サービス管理責任者を常勤で配置する場合は、指定療養介護及び指定生活介護の場合と同趣旨であるため、第四の1の(4)及び第五の1の(4)を参照されたい。 (3) 一般相談支援事業所との兼務についての特例（規則第149条の9第4項） 指定自立生活援助事業所と併設する指定地域移行支援事業所又は指定地域定着支援事業所を一体的に運営している場合は、当該事業所に配置された相談支援専門員については、指定自立生活援助事業所のサービス管理責任者の職務と兼務して差し支えない。

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
		25又はその端数を増すごとに1とする。 3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。 4 第1項に規定する指定自立生活援助事業所の従業者は、専ら当該指定自立生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。	(4) サービス管理責任者と地域生活支援員との兼務について（規則第149条の9第4項） 指定自立生活援助事業所におけるサービス管理責任者については、(2)のただし書きによる場合を除き、当該指定自立生活援助事業所に置かれる地域生活支援員の職務と兼務して差し支えない。 (5) 他の事業所との兼務について（規則第149条の9第4項） 指定自立生活援助事業所の従業者は、原則として専従でなければならない。
第206条 の15	(準用) 第102条の12 第27条の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。		(6) 準用（条例第102条の12） 条例第127条については、指定自立生活援助に準用されるものであることから、第4の1の(7)の①を参照されたい。
	第3節 設備に関する基準		2 設備に関する基準（条例第102条の13）
第206条 の16	(準用) 第102条の13 第102条の5の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。		指定就労定着支援の場合と同趣旨であるため、第12の2を参照されたい。
	第4節 運営に関する基準		3 運営に関する基準
第206条 の17	(削除)		(1) 指定自立生活援助の取扱方針（規則第149条の12において準用する条例第29条） ① 指定自立生活援助は、漫然かつ画一的に提供されることがないよう、個々の利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に応じて適切に提供されなければならないこととしたものである。 ② 提供された指定自立生活援助については、目標達成の度合いや利用者の満足度等について常に評価を行うとともに、その改善を図らなければならないものである。
第206条 の18		(定期的な訪問等による支援) 第149条の10 指定自立生活援助事業者は、定期的に利用者の居宅を訪問することにより、又はテレビ電話装置等を活用して、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全	(2) 定期的な訪問による支援（規則第149条の10） ① 指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助の提供に当たり、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等に応じた適切かつ効果的な支援が行える

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
		般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。	よう、利用者の居宅を訪問することにより、当該利用者の状況等の的確な把握に努めなければならないこととしたものである。 また、指定自立生活援助は、一定の期間の中で、利用者が自立した地域生活を継続していけるよう目標を設定して集中的に支援するものであることから、自立生活援助計画に基づき、定期的に当該利用者の居宅を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して、必要な支援を行わなければならないこととしたものである。 ② 指定自立生活援助事業者は、定期的な居宅への訪問により把握した利用者の状況等をもとに、当該利用者に必要な相談等の支援及び環境調整を行うべき旨を規定したものである。具体的には、利用者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な情報の提供や助言、相談、同行による支援、指定障害福祉サービス事業者等や医療機関、地域住民等との連絡調整を行うものとする。 なお、利用者の生活状況を把握し、適切な支援を行うために、定期的な訪問による支援の内容（訪問した時間帯、利用者の状況、対応の内容等）を具体的に記録するものとする。
第206条 の19		（随時の通報による支援等） 第149条の11 指定自立生活援助事業者は、利用者からの通報があった場合には、速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況把握を行わなければならない。 2 指定自立生活援助事業者は、前項の状況把握を踏まえ、当該利用者の家族、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関等との連絡調整その他の必要な措置を適切に講じなければならない。 3 指定自立生活援助事業者は、利用者の心身の状況及び障がい の特性に応じ、適切な方法により、当該利用者との常時の連絡体制を確保しなければならない。	(3) 随時の通報による支援等（規則第149条の11） ① 規則第149条の11第1項及び第2項は、利用者からの相談又は要請があった場合には、速やかに電話による対応又は利用者の居宅への訪問等により状況把握を行った上で、当該利用者に必要な情報の提供や助言、相談、当該利用者の家族や当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関等との連絡調整を行うなどの必要な措置を適切に講ずべき旨を規定したものである。 なお、利用者の心身の状況に応じて、適切な対応を行うために、随時の通報による措置の内容（通報のあった時間、相談又は要請の内容、対応の状況等）を具体的に記録するものとする。 ② 同条第3項は、利用者の状況に応じて、指定自立生活援助事業所が、携帯電話等により直接利用者又はその家族等と常時の連絡体制を確保しなければならないこととしたものである。

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
第206条 の20	(準用) 第102条の14 第10条、第11条、第15条、第16条から第18条の2 まで、第29条、第102条の7及び第102条の8の規定は、指定自立 生活援助の事業について準用する。	(準用) 第149条の12 第5条から第18条まで、第22条、第26条から第27 条まで、第28条から第32条まで、第46条、第48条、第54条、第 149条の3、第149条の6及び第149条の7の規定は、指定自立生 活援助の事業について準用する。この場合において、第5条第 1項第1号中「第14条」とあるのは「第149条の12において準用 する第149条の6」と、第15条第2項中「次条第1項」とあるの は「第149条の12において準用する次条第1項」と、第46条中「療 養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第10項 中「6月」とあるのは「3月」と読み替えるものとする。	(4) 準用（条例第102条の15及び規則第149条の12） 条例第10条、第11条、第15条から第18条まで（第15条の2を 除く。）、第29条、第102条の7及び第102条の8の規定並びに規 則第5条から第18条まで、第22条、第26条から第32条まで（第 27条の2を除く。）、第46条、第48条、第54条、第149条の3、 第149条の6及び第149条の7の規定は、指定自立生活援助の事 業について準用されることから、第3の3の（1）から（13） まで、（18）、（22）から（24）まで、（26）から（31）まで、並び に第4の3の（7）（（7）の②中「6月に1回以上」とある のは、「3月に1回以上」とする。）、（9）、（15）並びに第12 の2の3の（1）、（5）、（6）を参照されたい。なお、条例第 29条の規定については、3の（2）を参照されたい。